

自由貿易地帯構想とイギリス

—ヨーロッパ共同市場構想への「対抗提案」

決定過程, 1956年(3)

益 田 実

目次

序章 「対抗提案」— “Counter Initiative” —の起源

第1章 クラーク作業部会の作業開始まで：56年1月～2月
(以上, 法経論叢第21巻2号掲載。)

第2章 クラーク作業部会報告の完成まで：56年3月～4月
(以上, 法経論叢第22巻2号掲載。)

第3章 自由貿易地帯構想— “Plan G” —の誕生：56年5月～7月
(以上, 本号掲載。)

第4章 閣僚レベルでの合意形成への過程：56年8月～9月

第5章 自由貿易地帯構想の発表と反応：56年10月～11月

結章 FTA交渉の開始に向けて

1

4月20日のクラーク作業部会報告提出後ほどなくして、作成に関与した各省庁内部では報告書に示された対ヨーロッパ新イニシアチブへの対応をめぐる議論が開始された。その議論に閣僚自らが深く関与し、7月末までの間、関係省庁・閣僚間のやりとりを最も積極的にリードしていったのは商相ソーニクロフトと商務省であった。

商務省では、4月24日にはブレザートンによりクラーク作業部会報

告を評価する省内文書が作成された。ブレザートンはまず、クラーク作業部会報告中の提案を実行に移すのであれば、タイミングの問題が極めて重要であるとしていた。ヨーロッパの経済協力を継続させ、特にドイツをそこにつなぎとめることを望むのなら、この夏、「できれば7月のOEEC 閣僚理事会の充分前に、我々は明確な指針を示す必要がある」と彼は述べていた。六つの提案の中では、A：OEECにおける積極的協力政策、B：欧州審議会とOEECの合併、D：鉄鋼自由貿易地帯、の三つは実質的でも野心的でもないとして退けられていた。残る三つについてブレザートンは、C：ヨーロッパ産品関税構想は「何らかの形で実行可能」である、E：ヨーロッパとの部分的自由貿易地帯構想は、「さらなる検討をおこなう価値がある」が、それは、「工業製品についての自由貿易地帯という形式をとり、農業を除外あるいは別の基盤で取り扱った場合に限る」、また「これは明らかにコモンウェルス諸国との大掛かりな協議を意味する」、F：ストラスブルグ関税構想（ヨーロッパ＝コモンウェルス特惠制度）は、コモンウェルス全部が参加するとは思えず、彼らが「好意的に検討することさえ疑わしい」と述べていた⁽¹⁾。

5月8日にはブレザートンの上司に当たるコーエンも、クラーク作業部会に参加していた大蔵省次官補フランス宛書簡の中で、F：ヨーロッパ＝コモンウェルス特惠制度に対して強い否定的見解を示していた。コーエンは、F実現のためにはコモンウェルスの結束した支持が不可欠であるが、(a)インド産綿花や麻にヨーロッパが関税削減をおこなうとは考えがたく、インドもまた植民地主義諸国との協力で政治的に反発するだろう、(b)南半球の旧自治領諸国の農産物輸出に対してヨーロッパ側が数量規制や関税の削減に応じるとは考えにくい、(c)カナダの工業製品輸出はヨーロッパに市場を見出せるかもしれないが、カナダは対米通商差別を意味する特惠ブロックの新設には反対するであろうし、イギリス市場でのヨーロッパ製品と比較しての輸出上の優遇(自由参入や特惠関税)

の放棄も望まないであろう、と述べ、主要コモンウェルス諸国の不参加によりFは実現不可能であるとした。また特惠制度構築がドイツの西側への拘束・ヨーロッパ域内での優越の防止という目的にとっても有効かどうか疑問であると彼は述べていた。そもそもイギリス自身の経験からいっても特惠制度は政治・経済的結束を必ずしも提供してこなかったし、ヨーロッパ=コモンウェルス特惠は自動的にメッシナ共同市場を阻止するわけでもないというのがコーエンの主張であった。また彼は、農業製品を排除してFが意味を持つとは思えないが、農業分野を含むことによってイギリス国内農業生産を減少させることは政治的に極めて困難であるとも述べていた⁽²⁾。

5月11日には、ソーニクロフトと商務省幹部官僚たちによる省内会議が開催され、新イニシアチブとして採用すべき構想の絞込みがおこなわれた。ブレザートンはまず、外務省の現時点での見解は、イギリスによる経済的イニシアチブはドイツを西側に拘束するためには「望ましい」が、「必要」とまでは言えないというものであると断った上で、EまたはFといった大掛かりな構想を採用せず、A~Dまでを採用することでも、一年程度は状況への対処は可能であると述べた。これに対してコーエンは、EもしくはFを究極の目的とする、あるいは両者を完全に却下する、ということを明示せずにA~Dのみを提案することは困難であると述べ、単なる時間稼ぎは困難であるとの見方を示した⁽³⁾。

次いで発言したソーニクロフトはまず、メッシナ共同市場は提案されている四つの段階のいずれかの時点で行き詰まることはあり得るのではないか、したがって当面、共同市場には加盟しないが6カ国による関税削減の第一段階には参加し、食品・農業製品を除く全品目の一律10%関税削減まで同意することは可能ではないかという意見を述べたが、ブレザートンは、それは結局のところ第三国とコモンウェルスに対しての差別的関税削減であり、Eと異なるものではないと指摘した⁽⁴⁾。

これらの意見を受けソーニクロフトは、6カ国の関心を一時的にそらす構想は無意味であるとしてA～Dを退けたが、同時にイギリス不参加のままで共同市場が成功することも失敗することも望ましくはなく、積極的な共同市場への関与は不可欠である、したがって、EないしFの採用が必要であるとの考えを示した。その上で彼は、保守党とコモンウェルス双方からの合意獲得のためには、コモンウェルスからの農産物輸入は維持しながら同時に、大陸からの農産物輸入拡大のための国内農業生産削減は回避しなくてはならないとして、食糧と農業を除いた部分的自由貿易地帯＝Eだけが受け入れ可能であると述べた⁶⁾。

続いて彼は今後の進め方としてまず、対ヨーロッパ・対コモンウェルス通商上の新たな行動の必要性和、イギリス不参加のままで共同市場完成回避の必要性を論じ、Eの採用を主張する文書を作成する、その上で農水食糧相ヒースコート＝エイモリ (Derek Heathcoat-Amory) と非公式に会談し、Eとは独立に、しかしそれを補完するものとして、農業・食糧分野での別個のイニシアチブの可能性について検討を要請する、そしてその後で、外相、蔵相その他関係閣僚に商務省作成文書を提出するとの指示を下した⁶⁾。

この商相自らによる指針の決定後も省内にはなお少なからぬ疑問の声は存在した。特に疑問視されたのは、農産物・食糧の自由貿易地帯からの除外とその排他的貿易ブロック的性質という二点であった。5月14日には商務省関税局次官代理ノウエル (R. M. Nowell, Under-Secretary, Tariff Division) が、コーエンに対して、新たなイニシアチブは食糧を除く自由貿易地帯構想とすべきとのコンセンサスが省内にはあるが、食糧の除外はヨーロッパ、特にデンマークのような農業輸出国には売り込みにくいのではないかと、またアメリカ製品をヨーロッパおよびコモンウェルス製品よりも差別的に扱うことはアメリカには受け入れがたいのではないかと、との疑問を述べていた。これに対してコーエンは、アメ

リカ政府上層部は、ヨーロッパ統合に大きく資する計画をイギリスが提案するならある程度の通商上の差別的扱いは受け入れるであろうし、Eは、アメリカ製品についてヨーロッパ諸国が採っている以上の差別をするものではない、また食糧については、農産物の余剰生産を抱えるフランスがそれをイギリス市場に輸出できないのであれば自由貿易地帯提案を受け入れるか疑問であるし、デンマークには魅力が薄い、しかし政治的にも経済的にもスカンディナヴィア諸国の自由貿易地帯への参加が望ましいので、この点は注意する必要があると述べていた⁷⁾。

同日、再度の省内幹部会議が開かれこの点も議論されたが、ソーニクロフトは、確かに農業の除外はデンマークなどには魅力が乏しいが、現時点では国内政治からもコモンウェルスからの支持取り付けのためにも不可欠であると述べた。会議はそのまま新イニシアチブの閣僚レベルでの決定手続きについての議論へと進み、6月末開催予定のコモンウェルス首脳会議までに閣議レベルの決定を得ることは不可能であるが、6月中には、新イニシアチブへの閣僚たちの意見分布を探ることが不可欠であるとして、上記の商務省文書の完成・送付後に、関係閣僚の予備会談の召集を蔵相マクミランに要請することが決定された⁸⁾。

この決定後もなお商務官僚の一部には、農業・食糧を除外した自由貿易地帯の成功を疑問視し、少なくとも将来的な農業自由貿易化の議論の可能性は残すべきではないか？ 6ヵ国は農業も含めた共同市場に「原則として」同意しているのに、イギリスだけが除外を要求してそれが容認されるだろうか？ 新イニシアチブを提示する以上は、いずれは農業分野の自由貿易化を求める圧力も回避できないのではないか？ とする声も存在した。しかし、以後、商務省はソーニクロフト自らの強い意思のもとでクラーク作業部会報告提案中のEを基礎とした新イニシアチブの作成を他省庁に働きかけることとなった⁹⁾。

商務省とともにクラーク作業部会で中心的役割を果たしていた大蔵省でも報告完成後、省内で本格的な新イニシアチブの選定作業が開始されたが、その過程では対外経済政策をめぐる、商務省よりも明確に省内での意見対立が浮き彫りになった。

大蔵省ではまず4月24日に、ブリッジス(事務次官)、ギルバート(上席次官代理)、ローワン(上席次官代理、海外金融局担当)といった幹部官僚とクラーク、フィガース、フランス、コリアの作業部会参加者たちによる会議が開催された。

出席者たちの間ではまず、真のイニシアチブと言えるのはEとFだけである、A～Dは原則的に承認可能である、重要なのはフランスの姿勢であり、フランスが参加する意図があれば共同市場は成功し、A～Dのような構想には誰も興味を示さないだろう、しかしフランスの反対により共同市場が失敗すれば、A～Dでも充分にヨーロッパからは歓迎されるだろう、といった発言がなされた⁽¹⁰⁾。

EとFについては、ローワンから明確な反対意見が示された。彼は、これらの構想はコモンウェルスとの関係を緊張にさらし、世界規模の貿易自由化と通貨交換性回復を目指すコレクティブ・アプローチに反し、イギリス国内産業を激しい競争にさらすものであると批判し、閣僚たちにはその問題点を周知すべきであると主張した⁽¹¹⁾。

議論の中では、EとFどちらの場合も、その国際収支や国内産業に対するコストを正確に見積もって閣僚の判断の根拠とするのは困難であり、選択は政治的なものにならざるを得ないとの意見がだされた。最終的にブリッジスは、EとFについては閣僚レベルでの政治的判断が必要であるが、政治的見地からのみ決定すべきではなく、経済的影響についても追加報告を作成し、蔵相と予備的検討をおこない、その結果次第で、

必要なら関係省庁の次官レベルで検討するとの決定を下した。この決定を受けて作成されたマクミランへの報告は、A～Dは、「効果的な新たなイニシアチブとするには不十分」であり、蔵相はEまたはFを検討すべきであるが、「最終的には新たなイニシアチブの必要性和国際収支への不確実なリスクとの間の選択」が求められると指摘するものであった⁽¹²⁾。

クラークは会議の翌日ブリッジス宛に書簡を送り、EとFは、双方ともイギリス国内の産業・農業への保護の削減と引き換えに新たな輸出機会を提供するものであり、イギリス経済がこの新たな機会に即応できなければその結果は「破滅的」となる危険は存在するが、「しかし『何もしない』ことがより安全とはならないであろう」と述べ、新イニシアチブにはリスクや問題はあるが、行動を起こさないことにもまた大きなリスクがあることを指摘した⁽¹³⁾。

一方、ローワンも5月4日に海外金融局としてのEとFへの批判的見解をまとめた長文の覚書を作成し省内に配布した。ローワンはまず、クラーク作業部会報告書にある、ドイツの勢力の増大と独自性の発展、フランスの衰退の継続、代替案無しでのメッシナ構想失敗が「ヨーロッパの混乱」(“the disruption of Europe”)につながる、という三つの前提について、報告が提案する方法がドイツの拘束・ヨーロッパ内での優越の防止に役立つとは思えないし、フランスを支えることにもならない、またメッシナの失敗がそれほどの深刻な危機につながるとも考えがたいとの疑問を呈した。その上で彼は、E、Fともに、カナダやオーストラリアにとっては合衆国への通商上の差別的扱いから承認困難であり、インド亜大陸や他の新興コモンウェルス諸国からも「植民地帝国主義者ブロック」として反発されるであろうと述べ、特にEの場合はスターリング地域の弱体化、Fの場合はイギリス政府自らの提案により帝国特惠の終焉を早めることになるかと批判した。海外金融局としては、その前提たる危険が本当に深刻であることが確認され、他に対応策がないとの合意

が成立しない限り E または F の採用は受け入れがたいというのが彼の結論であった⁽¹⁴⁾。

5月8日はマクミランも出席して再度、省内幹部会議が開催されたが、ここでの議論は基本的に前回の議論をなぞるものであった。A～Dは全体としては劇的な効果は期待できず、EとFを却下すると決まった場合にのみ考慮すればよい、EとFは斬新かつ多くの点で魅力的であり、Fは特にその新奇性が魅力であるがコモンウェルス特にカナダは反対するであろう、EまたはFを提案すればコモンウェルスの結束が危険にさらされスターリング地域の安定が揺るがされる、国際収支が不健全で外貨備蓄が危機的に少ない間は性急な結論をだすべきではない、合衆国の反応は不明であるが原則としてヨーロッパ統合に資するものであれば支持は得られるだろう、しかしアメリカは世界規模の貿易・決済の自由化を継続することも求めるであろうからFよりはEを好むかもしれない、といった点が指摘された。これらの議論を受けてマクミランは、なお数日かけて検討し、再度、官僚と会合すると断を下し、この時点では彼個人の選好がどこにあるかは明確にはならなかった⁽¹⁵⁾。結局、この予定された再度の省内会議は開かれず、5月31日の関係閣僚会議直前の時点でもなお大蔵省内の見解は幹部官僚レベルでは統一されることはなかった。そしてマクミランの選択は閣僚会議の場で示されることになった。

3

この間、外務省では経済官庁と比較してクラーク作業部会報告について目だった検討作業はおこなわれてはいなかった。しかし、その対ヨーロッパ経済協力問題、あるいは対ヨーロッパ新イニシアチブについての外務省の考えは、大蔵省内に存在した、既存の政策を優先し新規の大規

模なイニシアチブに対しては懐疑的な姿勢と共通するものであり、それは5月1日に訪英した西ドイツ外相フォン・ブレンターノとの会談用に外務省内で用意された閣僚用ブリーフ中のヨーロッパ統合問題についての記述にも示されていた。その中では、メッシナ構想にはヨーロッパを分裂させ西側を弱体化する危険がありドイツを西側に政治的・軍事的に結びつける最良の方法であるとは考えられず、むしろイギリス、コモンウェルス、合衆国、ヨーロッパを一体とする既存の世界経済への“one world approach”が政治的・軍事的には最重要であり、具体的にはOEECとNATOという合衆国とカナダを含む機関において協力が進められるべきであると記載されていた。これは56年前半、クラーク作業部会の活動と並行して進んでいた大西洋官僚会議での議論を反映したものであった⁽¹⁶⁾。

このブリーフとは別に外務省相互援助局担当次官補ライトは4月30日付けでクラーク作業部会報告についての覚書を作成していた。彼の見解は、A～Dには外交上の問題はなく利点もあるだろう、しかしEとFはその差別的性質によりアメリカから反発され、同時に国内政治上も問題が多い、それゆえ新イニシアチブとしては、一定の経済協力の成果が期待でき、対米関係上も、対コモンウェルス関係上も最も問題の少ないCのヨーロッパ産品関税削減構想を推すべきであるというものであった⁽¹⁷⁾。

5月17日にもライトは再度覚書を作成し、フランスの衰退とドイツの台頭による西ヨーロッパ分裂を回避するのは重要な課題であり、そのためにはイギリスもヨーロッパとの関係を強化する必要があるとして、クラーク作業部会報告の提案を歓迎すべきであると認めていた。しかし、EとFについてはやはり、その差別的性質にアメリカが反発し、同時に帝国特惠の見直しを含まざるを得ないものであるとして彼は批判的であり、イギリス国内の政治的理由もしくはコモンウェルスとの関係上、

EやFが採用できないのであれば、主要なイニシアチブはCとならざるを得ないと述べていた。そしてこのライトの議論に対して外務事務次官キャッシアも、意義のあるイニシアチブはCしかないと同意し、まずこの種の経済的イニシアチブを実行し、その後でOEECと欧州審議会の合併などの政治的イニシアチブを追求することが妥当な方向であると述べていた⁽¹⁸⁾。

4

こうして主要関係省庁内部でのクラーク作業部会報告への評価がおこなわれるとともに、関係省庁閣僚レベルでの新イニシアチブについての議論が、5月後半から本格的に開始されていったが、5月上旬にはすでに閣僚レベルでも温度差が表面化し始めていた。

その最初の兆候は5月1日のフォン・ブレンターノ訪英時のイギリス政府閣僚たちとの会談の席で示された。ヨーロッパにおける安全保障に関しての意見交換の中でフォン・ブレンターノが示した、NATOにおいても軍事問題にとどまらず、より全般的な政治問題協議の機会を増やす必要があるのではないかとの提案に対して、外相ロイドは直ちに賛意をあらわし、北米を含む既存組織内での協力拡大を目指すという外務省の主張に沿った発言をおこなっていた。一方、同じ席で、「英独経済関係とヨーロッパ貿易の発展」という議題が取り上げられた際に参加したソーニクロフトは、フォン・ブレンターノに対して、共同市場によって「ヨーロッパを二つに分断する高関税障壁に囲まれた集団」が形成されるといふ「最悪の事態」を回避するためには、より広範な経済協力枠組みが必要であるが、これをOEECと結びつけるのは困難であると述べ、イギリス自らのイニシアチブにより何らかの新たな組織・協力体制を形成する可能性を示唆していた⁽¹⁹⁾。

また5月以降はこれまで議論に積極的に関与することのなかったコモンウェルス関係省からもクラーク作業部会報告に含まれる提案が対コモンウェルス関係および帝国特惠制度に与える影響について懸念が示され始めていた。5月8日、コモンウェルス歴訪中のコモンウェルス関係相ヒューム (Lord Home) は、滞在先のカナダからマクミランに宛てて電文を送り、コモンウェルスに関する限り、A～Dまでは受け入れ可能だが、EとFは問題が大きいと考える、それゆえ帰国までこれら提案についての判断は留保したいと述べていた⁽²⁰⁾。

5月15日には、その前日の商務省内会議での決定を受けソーニクロフトから依頼されたマクミランが、関係閣僚 (農水食糧相ヒースコート=エイモリ、植民相レノックス=ボイド (Alan Lennox-Boyd)、枢密院議長ソールズベリ (Marquess of Salisbury, Lord President of the Council) (不在中のヒュームの代理として)、ロイド、ソーニクロフト) に宛てて、クラーク作業部会報告検討のための会合を5月31日に開催したいとの招請をおこなった⁽²¹⁾。

翌5月16日には、これも5月14日の省内会議の決定にしたがい、ソーニクロフトは幹部官僚たちを同席させ、ヒースコート=エイモリおよび農水食糧省幹部官僚たちと会談をおこない、Eの推進を求める商務省の意向を説明し、同時に農業・食糧を除外する自由貿易地帯が持つ問題点を緩和するために、コモンウェルス・ヨーロッパからのイギリス国内市場への農産物輸入を拡大する可能性を打診した。ソーニクロフトはまずイギリスが直面する通商上の問題として、コモンウェルスに関してはオーストラリアからの特惠制度見直し要求、ヨーロッパに関しては共同市場構想・OEECでの関税削減要求が存在することを指摘し、商務省としては、農産物を除外したヨーロッパ自由貿易地帯の形成が、1億5000万人を擁する大陸ヨーロッパ市場へのアクセスを確保し、同時に帝国特惠を最大限維持できる最善の対応であると考えに至ったことを説明し

た⁽²²⁾。

農水食糧省側からは、第一に、農産物を除く自由貿易地帯はヨーロッパの農業国には歓迎されないのではないか、第二に、農産物を除外してもなおコモンウェルス諸国市場におけるイギリスからの輸出への特惠はその規模も範囲も削減されてしまうのではないかと疑問が呈されたが、これに対してソーニクロフトは、最初の点については確かにデンマークのような国は農業の除外に反発するであろうが、どこの国も国内農業については何らかの特別扱いをしており、この要求は正当化できる、そして「我が国が農業と園芸を除く自由貿易地帯を獲得できる唯一のチャンスは最初の時点にある。その時点ならばヨーロッパ側は、イギリスをヨーロッパに結びつけるという政治的な利益と引き換えに農業と園芸の除外という代価を支払う用意があるかもしれない」と主張した。また第二の点についてはコモンウェルス市場での全ての特惠維持は当然不可能となると認めた上で、政治的には、ヨーロッパとの緊密な統合は回避しがたいのであり、率先して部分的自由貿易地帯を形成することによってこそ少なくとも特惠の一部を維持する可能性が生まれる、そしてコモンウェルス農産物について全く新たな政策を作り出せば、その輸入を増やしイギリスのコモンウェルス市場での特惠維持の譲歩を引き出せる可能性がある」と反論した。同席した商務事務次官リーも、特惠の全てを維持しようと思えばその代価は高くつきすぎるし、何のイニシアチブもなしで放置したら、「個々のコモンウェルス諸国との見苦しい一連の交渉によって次第に特惠を喪失するという重大な危険に直面するであろう」と述べた⁽²³⁾。

これらの意見に対してヒースコート＝エイモリは、オタワ協定はいずれ長続きはしないであろうからイギリスは何らかのイニシアチブを提示すべきであろう、またヨーロッパにおける自由貿易地帯の外部にとどまるよりは内部に入るべきである、農産物を除くヨーロッパ自由貿易地帯

は、新イニシアチブであり同時に妥協でもあるという点でメリットを持つであろうとまでは同意したが、新イニシアチブの結果として国内農業生産の全体量が減少してはならないとも主張し、商務省が求める農産物輸入拡大のための農業政策見直しが可能かどうかについてはなお検討する必要があると述べた⁽²⁴⁾。

5月22日には、先の商務省内会議で作成が決定されていた商相名での覚書文書が完成し、「ヨーロッパにおけるイニシアチブ」と題してマクミラン主催の閣僚会議出席閣僚および首相に配布された。ソーニクロフトは冒頭で、イギリスはこれまで、GATTに体现される多国間国際貿易枠組みと帝国特惠という差別的貿易制度の双方からメリットを享受してきたが、いまやその双方が「同等の危険」にさらされていると警告を発していた。オタワ協定については、現状を可能な限り長く維持することが商務省としての提言であるが、すでにオーストラリアから見直し要求が出されている。また共同市場が成功すれば、西ヨーロッパの主要工業国市場からイギリスは関税障壁で隔てられるが、逆にこれが失敗すればイギリスの参加拒否がその主要な原因として非難されるというジレンマにイギリスは直面している⁽²⁵⁾。「何もしない」というのは最も魅力的かもしれないが、最も困難かつ危険でもある。クラーク作業部会が提示した六つの具体的構想について言えば、A、B、Dは上記問題への対応策ではないし、Cは、OEECの場で微温的な関税削減の議論をするだけで時間稼ぎにしかならない。Fには大きな問題がある。コモンウェルス側が主に利益を期待するのは農業分野であり、それはヨーロッパ諸国側からは最も譲歩しがたい部分であろう。また北米とヨーロッパ=コモンウェルス間の関税障壁を構築することはカナダや合衆国から嫌悪されるであろう。Eには多くの魅力があるが、全てのヨーロッパ産品への関税撤廃は、コモンウェルスがイギリス市場で享受する特惠の廃止を意味し、コモンウェルス市場でイギリスが享受する特惠の維持は期待できない。そ

ここで浮上するのが、ヨーロッパとの自由貿易地帯形成を提案するが、農業・園芸分野の除外を絶対条件として明確にするという案である。コモンウェルス諸国、特に南半球の旧自治領はイギリス市場への農業製品輸出につき特惠・自由参入が維持されれば、工業製品輸出でヨーロッパ諸国と比較して差別を受けてもその実質的な利益は保護される。またイギリス国内業者に対してもコモンウェルス市場での特惠削減の引き換えに、ヨーロッパ市場への輸出機会の拡大という代償を提示できる。そしてこの構想に加えて何らかの形でコモンウェルスおよびヨーロッパ側に自由貿易地帯とは別枠組みで農業輸出についての有利な取り決めを提示できれば、イギリスの利益は守られ合意形成が可能である、というのがソーニクロフトの主張であった⁽²⁶⁾。

このソーニクロフトの提言に対して首相イーデンは簡潔な賛意を示し⁽²⁷⁾、具体的作成に関与することが求められる関係省庁内でもおおむね商務省案への賛同が示されはしたが、まだ懐疑的な見解も消え去ってはいなかった。

外務省では、ライトによってソーニクロフトの覚書への評価を兼ねて5月31日の閣僚会議に備えての外相用ブリーフが作成された。彼は商務省案について、(a)Eの修正版を提唱するのならそれは確実に実現可能なものでなければならない、(b)合衆国の支持を確保することが重要である、(c)メッシナ構想の主唱者たちからも賛同を得るべく予備的な打診も必要であろう、と指摘し、これらを踏まえてロイドに対しては、商務省案を含む各種提案の中で、最大公約数的な支持の得られる合意を形成するよう働きかけるべきであると助言をおこなった⁽²⁸⁾。

これに対して次官キャッシアは「同意するが一点だけ留保したい」として、新イニシアチブ採用の可否は西ヨーロッパの分裂を回避するという政治的理由により決定されるべきではなく、経済的利害を検討して、それが最善と考えられる場合にのみ、商務省案のようなヨーロッパとの

経済的関係強化がはかられるべきであると述べた。もしもドイツの中立化や西ヨーロッパの分裂などの事態が生じるとすれば、それは大陸諸国側の政治的決断から生じるものであり、イギリスによるいかなる経済的イニシアチブによってもそれを回避することは不可能であるというのが彼の主張であった。「言葉をかえるならばもし我々がヨーロッパの仲間入りをするのなら目を見開いて正しい理由に基づいてそうすべきであって、ヨーロッパとともに経済的統合に前進すると同時に前世紀以来の七つの海にまたがる貿易の推進とを維持できるとの怪しげな信念による外交問題についての推測的理由に基づくべきではないのである。」短期的にはヨーロッパにおける経済的イニシアチブから政治的利益は得られるであろうし、外務省としてもそれを支持するのはやぶさかではない。しかし、「経済省庁によって間違った責任ある立場に追いやられてはならない」というのがキャッシアの考えであった⁽²⁹⁾。

大蔵省では、マクミラン自身はクラークに対してソーニクロフトの覚書に言及しながら「商務省の文書についてのコメントを寄せてもらいたいが、しかし実際のところ E ではないだろうか？」と述べ、商務省案への賛意を示していたが⁽³⁰⁾、依然としてローワンは新イニシアチブには強く反対しており、結局はクラーク作成のブリーフ、ローワン作成のブリーフという二つの対立する文書に、ギルバートが付加的なブリーフを添えて5月29日に提出するという異例な形で蔵相への助言がおこなわれた。

クラーク作成のブリーフは、当面、蔵相は E もしくは F に集中すべきであるが、E と F の間では、商務省案に沿った形での E の変種、すなわち農業を除くヨーロッパ自由貿易地帯を採るべきであると勧告するものであった。作業部会報告書作成段階では F が有望と考えていたが、現時点では商務省の議論に同意するというのがクラークの考えであり、F に対しては、多様な利害を持つコモンウェルスからは一致した支持が期待できず、新たな大型の差別的貿易ブロック形成にはアメリカからも強い

反発が生じるだろうと彼は指摘していた⁽³¹⁾。

一方、Eについてクラークは、もし閣僚たちがそれを採用すれば、ヨーロッパは「まず間違いなくそれに飛びつく」であろうし、合衆国もそれを「容認するしかない」だろう、またいくつか問題はあがるがコモンウェルス側も深刻な反対はしないであろうと述べていた。帝国特惠への影響は相対的には小さなものであり、国内産業保護と対コモンウェルス関係について原則的に問題がなければ、具体的計画の立案は早急に可能である、もし問題があるとすれば自由貿易地帯形成によりイギリスがヨーロッパとのより強固な統合へ引き込まれるのではないかという点であろうが、ヨーロッパとの統合強化の可能性を提供することは、イギリスの対外コミットメント削減をも可能にするものであり、将来の国際情勢の変化によっては、むしろEのメリットにもなりうるというのがクラークの意見であった⁽³²⁾。

クラークはまた閣僚たちがEとF双方を却下した場合にはどのような対応をすべきだろうかとも問いかけ、共同市場が形成された場合には、Eだけが「協力関係形成の可能な唯一の形態」であり、もしそれを却下するのであれば、必然的に「我々はメッシナ・プロジェクトを完全に抹殺しなければならない」、しかしA～Dまでの組み合わせに、さらに何らかの強力な世界規模のイニシアチブを追加したとしても、メッシナ構想の抹殺は困難であろうと示唆し、事実上、E以外の選択肢はないとの考えを示していた⁽³³⁾。

一方、同時に提出されたローワン作成のブリーフは、経済面においては従来からのコレクティブ・アプローチの維持を勧告し、Eであれ他のものであれ、クラーク作業部会報告にある構想の採用には反対し、新たなヨーロッパへのイニシアチブはNATOにおける政治的協議の拡大という形で追求すべきであるというものであった。ローワンによればコレクティブ・アプローチの目的は、ポンドの交換性を回復し世界規模での

貿易と決済の自由化をめざすことであり、それはコモンウェルスを一し、大西洋・ヨーロッパ・コモンウェルスという三つの輪の中心にあるイギリスの世界規模の利害を考慮した上で、ヨーロッパに対しても真の主導権発揮の機会をイギリスに与えるものであった。それに対して、Eの採用はヨーロッパの一部を支援し、合衆国から一時的な賞賛を得るためだけにこれまでの経済政策を放棄することを意味するのであり、アメリカは当初は賞賛してくれても、以後「完全なメッシナ共同市場への参加への恒常的圧力」が生じるであろうとローワンは警告していた。そうなった場合、イギリスは、「何らかの形の政治的統合というメッシナの最終的目的」を受け入れることができず、同時にアメリカからは統合への圧力と矛盾する世界規模での自由貿易実現への圧力も継続的に加えられ、極めて困難な立場に追いやられるというのが彼の主張であった⁽³⁴⁾。

これらの議論を根拠に、ローワンは「全体として私は、クラーク委員会によるものであれ商務大臣によるものであれ、イギリスがヨーロッパでイニシアチブをとることは大いに不利益をもたらすものだと考える」と述べ、その可能性は極めて低い、もしヨーロッパ共同市場実現への「真正の」動きが生じたならば、コモンウェルスおよび他のヨーロッパ諸国と協議してEの線で動くべきであろうが、現時点ではコレクティブ・アプローチに集中すべきであると提言していた⁽³⁵⁾。

ローワンも、西ヨーロッパとの関係強化の必要性そのものは認めていたが、「イニシアチブ提案の場はメッシナの前線よりもNATOの政治-軍事的前線」であり、OEECにおける経済問題の議論と同程度にNATOで政治的問題が議論できれば、対ヨーロッパ関係上も、ヨーロッパ=北米関係上も、真の前進の可能性があるというのが彼の考えであった⁽³⁶⁾。

これらの対立する二つのブリーフをマクミランに提出するに当たってギルバートは、問題の重要性と省内の大きな見解の相違を考慮して、あえてそれぞれを同時に提出したと述べ、EもしくはFの政策としての

非について彼自身の論評は加えてはいなかった。彼の文書の主な内容は、閣僚会議参加予定の各省庁次官級幹部が5月28日に非公式に開催した会合での意見分布を紹介し、さらにその場での合意に基づき、今後の検討作業の進め方についてブリーフするというものであった⁽³⁷⁾。

ギルバートはまず、日程上の問題として、6月27日より開催のコンウェルス首脳会議および7月16～18日開催のOEEC閣僚理事会までには、EないしFについての詳細な検討を終えることは不可能であり、したがってこれらの機会に新イニシアチブ検討中であることを明示すべきではないと勧告していた。ついで彼は、EやFのような大規模なイニシアチブの必要性そのものについて省庁間で大きな意見の相違があるとして、外務省と商務省の見解をそれぞれ紹介していた。それによれば、まず外務省の考えは、(i)新イニシアチブは、ヨーロッパに対する政治的救済策としてではなく、イギリス経済への利益の有無によって採否を決定すべきである、(ii)新イニシアチブの有無と関係なくフランスの共同市場参加の可能性は低く、仮に共同市場が完成してもドイツの西側への拘束としては不十分である、(iii)ドイツの問題はヨーロッパと北米の双方を含む枠組みの中で対応すべきであるというものであった。一方、商務省の考えは、(i)ドイツの封じ込めのためには新イニシアチブが不可欠である、(ii)長期的にはコンウェルスとの関係は衰えるので、ヨーロッパとの自由貿易地帯形成はイギリスにとっても利益があるというものであるとされてきた⁽³⁸⁾。

最後にギルバートは、この問題は政治的に極めて重要であり、最終的決定は閣僚によるものでなくてはならないと述べ、今後の検討課題としては、(i)自由貿易地帯構想に農業を含むべきかどうか、(ii)コンウェルスの反応はどのようなものとなるか、(iii)新イニシアチブが既存のコレクティブ・アプローチと両立するかどうかの三点を指摘していた⁽³⁹⁾。

5

5月31日、対ヨーロッパ新イニシアチブに関する関係閣僚会議は、マクミランの司会により大蔵省において開催された。前節で述べた招請状を受けた閣僚たちに加えて官僚として大蔵省からクラークとフィガースも参加した。検討の素材はクラーク作業部会報告書と5月22日付の商務省覚書であった。まずマクミランは、イギリスにとっての選択肢として、「何もしない」、E、F、の三つを挙げ、「何もしない」という選択肢は、短期的には帝国特惠も維持できるし、メッシナ構想が失敗するのであれば最も魅力的な選択肢となるだろうが、長期的には確実にヨーロッパを弱体化させ、米ソと比較してほとんど意味のない存在にしてしまうものであるとして退けた。残る二つのうちFについては、魅力はあるが「時代遅れ」であるとして、彼個人の選択はEであることを明らかにした⁽⁴⁰⁾。

外相ロイドはこれに対して、長期的にはヨーロッパの地位低落回避のために何らかの行動が必要であることには同意するが、短期的にはどのような行動が最善かを決めるのは極めて困難であると述べた。経済面での行動はそのメリットの判定が難しく、むしろ、軍事面でのNATOや経済面でのOEECに相当する大西洋共同体を基礎とした政治的組織を形成することが新イニシアチブにふさわしいのではないかというのが彼の主張であったが、同時に彼は、他の閣僚たちがヨーロッパにおけるイニシアチブを不可避と考えるならそれを支持するとも述べていた⁽⁴¹⁾。

より積極的にマクミランの意見に賛意を示したのは、ヒースコート＝エイモリであった。彼は、政治的存在としてのコモンウェルスの長期的存続の可能性は低いとして、Eに基づく真剣な検討が必要であると主張した。ただし、工業製品についてヨーロッパ諸国と自由貿易地帯を形成しながら、同時にコモンウェルス市場でイギリスが享受する輸出特惠を維持するには、コモンウェルス諸国からの、イギリスへの農産物輸出を

増加させるという代償が必要であろうが、その手段として、国内食品需要を増大するのも、国内農業生産を削減するのも、どちらも極めて困難であろうと彼は指摘した⁽⁴²⁾。

経済官庁側の提案に真っ向から反対したのは、コモンウェルス関係相ヒュームの代理として出席していた枢密院議長ソールズベリと植民相レノックス=ボイドという、帝国の遺産としてのイギリスの政治的地位や経済的権益を代表すべき立場にある二人であった。ソールズベリはまず、商務省覚書は、ドイツの中立化・ヨーロッパ分裂の可能性、帝国特惠解体の可能性という二つの「危険」を誇張しており、むしろ、Eの採用こそがコモンウェルスの解体とその合衆国への接近という危険を増大させると主張した。一方、Fについては、実現可能であれば優れた構想であるが、合衆国を排除しての実現は困難であるし、コモンウェルス諸国も大半が加盟を望まないであろう、したがって、検討すべきはA~Dであり、当面はEもFも却下すべきであるというのが彼の意見であった。そしてレノックス=ボイドもこれと完全に一致する見解を述べた⁽⁴³⁾。

これらの否定的見解への反論はソーニクロフトによってなされた。彼はまずロイドの見解について、確固たるイギリスの対ヨーロッパ政策を定めずして、新たな政治的協力の場を作ることは望ましくないと指摘した。ついでソールズベリとレノックス=ボイドに対しては、コモンウェルス工業製品のイギリス市場への自由参入は継続され、その農産物輸出のイギリス市場での特惠も継続されるのであり、そこに付け加えて、GATTやOEECの制約から離れた立場で、何らかのイギリス市場でのコモンウェルス農産物消費拡大の方法を提示できれば、コモンウェルスにも充分に魅力的な提案は可能であり、Eによってコモンウェルス解体が促進されることはないと言及した⁽⁴⁴⁾。

コモンウェルス農産物のイギリス市場への輸入拡大のために実際にいかなる方法が可能なのかはソーニクロフトは言及しておらず、その意味

で彼の主張はヒースコート＝エイモリの示した懸念に対しては何の回答にもならないものであったが、ともかく、閣僚たちは、商務省案に沿った形でEの修正をおこない、ヨーロッパとコモンウェルスの双方に魅力的なものとするのが「可能ならば」、相当に魅力的な提案にはなると合意し、官僚たちにその具体的検討を委ねることを決定した⁽⁴⁵⁾。

会合の結論は、「1. 作業部会報告にある各種の構想の中で、A, B, Dは当面、予備とする。2. Cの構想については検討は進めない。3. Eの構想について、特に下記の点を考慮してより詳細な検討をおこなう：—(a)商相の提案する線に沿って、この構想をコモンウェルスに対してより魅力的なものとするべく、工業製品のイギリス市場への自由参入の維持、農産物への特惠協定の継続、そしておそらくは購入保証協定など何らかの形でコモンウェルス産農産物へのイギリスでの市場拡大を含む形で拡張する、(b)一定の期間を通じて現存の対ヨーロッパ工業製品保護関税を廃止していくことのイギリス産業への影響、(c)この構想が、通貨交換性回復とGATTについてのコレクティブ・アプローチに与える影響および共存可能性、(d)このような構想を提案することを決定した場合の工程表；その実行は、どの程度速やかにあるいはゆっくりとおこなえるか、どの程度速やかにその効果が現れるか。4. コモンウェルス関係省に、必要であれば植民省とともに、今後、10から15年間の間のコモンウェルスの発展の可能性およびコモンウェルスにとって最も適合的な全般的な世界の政治経済的パターンについて検討することを求める。5. これらの検討が進められる間は、その結果望ましいと考えられるものと両立し得ない行動方針にはコミットしないことが重要である。したがってオーストラリア（との関税交渉）（括弧内引用者）については、おそらくは小麦を対象に、短期的取引の基盤が至急に見つけられなければならない⁽⁴⁶⁾」というものであった⁽⁴⁷⁾。

この決定を受けマクミランは、議会在夏季休会に入る前に閣議レベル

での議論を開始し、9月には新イニシアチブについて正式な閣議合意が得られるよう作業を進めることを指示した。作業の取りまとめ役は再びクラークに委ねられたが、非公式な省間組織であったクラーク作業部会とは異なり、今回はギルバートが委員長を務める次官級常置委員会である経済運営委員会の監督下におかれ、大蔵、商務、外務、コモンウェルス関係、植民、農水食糧の各省およびイングランド銀行の代表で構成される正式の小委員会「連合王国の対ヨーロッパ・イニシアチブに関する小委員会」(‘the Sub-Committee on the United Kingdom Initiative in Europe’), 通称, EI (European Initiative) 作業部会によって検討作業がおこなわれることとなった。そしてこの新たな体制の整備とともに、新イニシアチブ候補たる、農業を除くヨーロッパ自由貿易地帯構想には、これまでのA~Fの各構想に引き続く新たな構想として「Plan G」という名称が与えられた⁽⁴⁸⁾。

Plan Gという名称は以後、自由貿易地帯構想が正式なイギリス政府提案として対外的に公表されるまで継続的に使用されることとなり、この5月31日の閣僚会合が、結果的には、農業を排除するというその基本的枠組みを定めることになった。この時点でのマクミランおよびソーニークロフトの政策立案過程への関与については、いかにすれば他の閣僚たちの支持が得られるかを重視するものであり、農業を排除する自由貿易地帯がヨーロッパ側には魅力に乏しいと警告する一部官僚たちの声にもかかわらず、6カ国および他のヨーロッパ諸国にとっての受け入れ可能性を軽視しており、イギリスがヨーロッパ諸国に対して持つ影響力を過大評価するものであったとの指摘がミルワードやエリソンによってなされている⁽⁴⁹⁾。筆者も基本的にそのような評価は妥当と考えるが、同時に、それを閣僚たちのみの責任に帰することは困難であるとも考える。確かに閣内での合意獲得は閣僚個人の積極的関与なくしては不可能であるが、官僚が準備し、閣僚に提示される選択肢としてそもそもA~Fであ

れ、Plan G であれ、根本的に、イギリス発のイニシアチブは大陸の統合主義者たちが唱える一見壮大な構想よりもはるかに实际的であり、直ちに歓迎されるはずであるという、ある種の知的な優越感を基礎にするものであったとの印象を受けざるを得ない。確かに農業排除に無理があることを指摘する声は官僚レベルで存在したがそれは明らかに圧倒的な少数意見であった⁽⁵⁰⁾。そしてまさにイギリス政府内においてこのような、彼らが言うところの現実的な構想に向けての決定がなされつつある時に、官僚であれ閣僚であれイギリス政府の多数が、それを非現実的と考え、成功をなお危ぶんでいたメッシナ共同市場構想は着実にその実現へ向けての進展を遂げつつあった。

6

4月21日クラーク作業部会報告とほぼ同時に、6カ国によるスパーク委員会報告が公表され、関税同盟形式の6カ国共同市場は4年を一段階として三段階計12年（最大3年追加の可能性あり）で実現される、関税同盟と第三国との間に何らかの協定を結ぶ可能性はある、共同市場運営組織として政府間で全般的経済政策の調整をおこなう「閣僚理事会」（‘a Council of Ministers’）と加盟国政府推薦の委員からなり実際上の主要決定をおこなう「欧州委員会」（‘a European Commission’）が設置される、特に欧州委員会が最重要な機構とされる、6カ国間の通商の拡大と均衡のためには農業分野の除外は不可能である、欧州委員会が農業問題の検討をおこない2年以内に勧告をおこなう、といった点が明らかにされた⁽⁵¹⁾。

5月29・30日にはベニスで6カ国外相会談が開催され、終了後、スパーク委員会報告をEURATOMと共同市場設立のための条約起草の基礎とし、6月26日以降、スパークの司会でブラッセルにて条約起草のための

会議を開催するとの共同声明が発表され、同時にイギリス政府に対してもこの会議への参加招請が伝えられた⁽⁵²⁾。この招請に対して、イギリスでは外務省によりその対応が検討されたが、6ヵ国側の招請は、単なるオブザーバーとしての参加を求めるものではなくスパーク委員会報告の承認と条約起草作業への完全な参加を求めるものであり、受け入れ不可能であるというのがその結論であった⁽⁵³⁾。

外務省内においては、ベニス会議での6ヵ国間の合意にもかかわらず、というよりもむしろ、そこで示された参加国、特にフランスの要求内容に接することにより、共同市場実現の可能性についての悲観的な観測がさらに強まっていた。スパーク委員会報告にあった、共同市場では関税削減と同時に賃金水準・賃金規則・雇用者の福祉負担などの社会政策の調和も進められるべきであるという勧告には6ヵ国全てが同意していたわけではなかったが、フランスは第一次関税削減ラウンドまでに、社会政策調和に向けての手続きを制定することを要求し、それなしでの自国市場の開放はありえないと主張していたし、自国の海外領土も共同市場の対象範囲に含められねばならないとも主張していた⁽⁵⁴⁾。

こうして外務省は、6ヵ国駐在のイギリス大使館からベニス会談の成功を指摘する情報が複数寄せられたにもかかわらずその成果を疑問視し、イギリス政府内では共同市場成功の可能性については悲観的な観測が主流のままで、Plan Gの本格的検討が進められていくこととなった⁽⁵⁵⁾。

7

5月31日の閣僚会議後、Plan G検討のための新組織、EI作業部会は、マクミランの意向に従って9月の閣議決定を目指して報告書の作成作業をおこなうことになったが、6月中旬までは、部会の構成・検討課題や

手続きの整理などの準備作業が大蔵省内で進められ、実質的作業の開始は6月下旬まで待たねばならなかった⁽⁵⁶⁾。この大蔵省主導のスケジュールについて不満を持ったのは商務省であり、ソーニクロフトは6月中、マクミランに対して検討作業の迅速化を求め続けた。

商務省側がこのような要求をした背景には、6月末のコモンウェルス首脳会議と同時に開始されることになっていたオーストラリアとのオタワ協定改定交渉に臨むためには、早期に将来の通商政策枠組みを決定しなくてはならないという認識があった。6月8日には、商務次官リーによって進められていた帝国特惠の将来についての包括的再検討報告が主要閣僚の構成する内閣経済政策委員会 (the Economic Policy Committee: EPC) に提出されていた。リー報告は、特惠制度がコモンウェルス市場において、アメリカ製品、ヨーロッパ製品に対するイギリス製品の優位性を確保させる効果を認めていたが、「独立したコモンウェルス諸国においてはすでにコモンウェルス特惠システムには活発な生命は残されていない」とも述べており、もしも状況が許すなら、コモンウェルス産品への輸入課税賦課の法的禁止を撤廃し、将来の制度変更の可能性を残すことを勧告していた⁽⁵⁷⁾。

この報告に対しては、イギリス側が特惠制度改変に乗り出せば、イギリス国内からの制度変更圧力も強まり、コモンウェルス諸国も第三国に自国市場を開放する形での帝国特惠の再交渉を求めてくる危険がある、またイギリス国内の特に保守党支持層からのコモンウェルスとの連帯支持の声も考慮する必要があるとして、イギリス政府は積極的な改変作業には乗り出すべきではないという決定をおこなった。しかし商務省は、帝国特惠とは別に、コモンウェルス側にもある程度の魅力を持つ対ヨーロッパ通商政策上の新イニシアチブを早期に確定すれば、帝国特惠改変への圧力を回避でき、将来、特惠存続が困難になった場合にもより柔軟な対応ができると考え、迅速な検討作業を要求した。これに対して大蔵

省は、イギリスがヨーロッパにおける貿易上のイニシアチブを考慮中であると早期に公表することはむしろ短期的にはオーストラリアや他のコモンウェルス諸国の特惠制度改訂要求を高める危険があると考え、商務省の要求に反対した⁽⁵⁸⁾。

6月8日ソーニクロフトは、5月22日付の商務省覚書を同封した書簡をイーデンに送り、「ヨーロッパおよびコモンウェルスにおける事態の展開は遠くない将来、我々にかつてないような決断を採ることを強いるであろう」と述べ、帝国特惠の侵食を補うためにもヨーロッパとの通商関係強化が必要であり、これはオーストラリアとの関税交渉においても重要な要素となるとして、首相を含む閣僚が事前に意見交換することを提案し、イーデンからの同意を獲得した⁽⁵⁹⁾。

ソーニクロフトは6月9日にはマクミランにも書簡を送り、6月20日オーストラリア首相メンジース (Robert Menzies) イギリス到着、6月27日コモンウェルス首脳会議開幕、7月16日マクミランとソーニクロフト OEEC 閣僚理事会出席といった日程からは7月中旬に閣議レベルで新イニシアチブについての決定を下すのは不可能であるが、「7月第一週までには、十分な背景と分析を盛り込んだ文書を用意し、閣議がそれに基づいて基本的な問題を議論し、広い意味での政策決定を下すことが可能になるよう目指すべきである」と提案し、さらにコモンウェルス首脳たちにも「大雑把な形では我々の目指しているところを率直に伝えるべきである」と述べていた⁽⁶⁰⁾。

これに対してマクミランは、6月18日、ソーニクロフトとイーデンにそれぞれ書簡を送り、まずソーニクロフトに対しては、OEEC 閣僚理事会終了までは EI 作業部会の報告完成を待ち帰国後に関係閣僚間で非公式に議論をおこなうべきである、議会の夏季休会までに閣議に提案をおこなう時間的余裕は充分にあり、コモンウェルス首脳会議と OEEC 閣僚理事会では現時点で提出されている以上の発言をすべきではないと述

べ、コモンウェルス首脳会議においてイギリス政府として提示すべき通商問題についての声明文草案も同封した⁽⁶¹⁾。一方、イーデンに対する書簡の中では、マクミランは、5月31日閣僚会議の結論を同封した上で、過去数ヶ月にわたり通商政策を変更し、ヨーロッパとのより緊密な協力関係を築く可能性を検討してきたが、イギリス国民の支持を得られ、ヨーロッパ・コモンウェルス・合衆国にも受け入れられる実行可能なプランが形成できるかどうかはまだ明言できないとだけ説明し、コモンウェルス首脳会議でどう発言すべきかは商相との間で検討中であると述べていた⁽⁶²⁾。

これらの書簡を受けイーデンは6月22日にオーストラリアとの通商交渉問題および対ヨーロッパ経済イニシアチブについて関係閣僚会議を開催することを決定し、その間にコモンウェルス首脳会議での声明文も、ソーニクロフトからのより明確に新イニシアチブ提唱の可能性を示唆すべきとの声を抑えて、イギリス政府はメッシナ共同市場形成を視野に置いて対ヨーロッパ経済政策を検討中であるが、具体的には何の決定もなされておらず、必要であれば9月に開催予定のコモンウェルス蔵相会議において議論をするかもしれないとだけ説明するマクミランの文案が採用された⁽⁶³⁾。

6月22日オーストラリア通商交渉とヨーロッパ共同市場に関する閣僚委員会が開催された。出席者は、イーデン、国璽尚書バトラー (Richard A. Butler, Lord Privy Seal)、マクミラン、ヒューム、ソーニクロフト、ヒースコート=エイモリ、外務担当相レディング (Marquess of Reading, Minister of State for Foreign Affairs) であり、特に政権の中核にありながらこれまでこの問題に関与することのなかったイーデンおよびバトラーにとっては、「対抗提案」=「新イニシアチブ」の検討開始以来、マクミランおよびソーニクロフトと直接議論をするはじめての機会となった。

会議はまずソーニクロフトによる状況説明により開始され、対ヨーロッパ通商問題とオーストラリアを含む対コモンウェルス通商問題は、ヨーロッパでの経済統合から距離を置けば差別的な貿易ブロックが出現するが、そこに参加すれば帝国特恵が揺るがされるという意味で相互に関係するものであり、「ヨーロッパとコモンウェルスにおける通商面でのリーダーシップを維持するつもりであれば我々はまもなく重要な決定を下すことを迫られるであろう」との説明がなされた。直近の問題であるオーストラリアとの通商交渉については、一般的なオタワ協定修正は回避すべきであり、当面の解決策としてオーストラリアからの小麦輸入拡大というある程度コストのかかる譲歩をおこなう必要が生じるかもしれないが、イギリス最大の輸出市場たるオーストラリアの重要性を考えるならそれもやむを得ないというのがソーニクロフトの示唆するところであった⁽⁶⁴⁾。

ついで発言したマクミランは、帝国特恵と世界的自由貿易との双方の利益を永遠に享受し続けるのは不可能であり、コモンウェルス解体も回避しなくてはならないが、同時にメキシコ構想失敗によるヨーロッパ分裂も回避しなくてはならず、目下、各種構想を検討中であるが、いまだ決定を下すには至っていない、したがってコモンウェルス首脳会議ではこの問題についてあまり多くを発言するべきではないと主張した⁽⁶⁵⁾。

全体の議論の中では、帝国特恵が将来にわたってイギリスの世界的地位を守る防壁となるかどうかは疑問である、ヨーロッパに関する新イニシアチブに確固たる基盤があれば政策変更をすべき理由は大いにあるが、そのようなイニシアチブはドル地域への差別を意味するので合衆国の対応に大きく依存するものである、ただし合衆国もカナダもヨーロッパの統一という構想は強く支持するであろう、といった意見が出されたが、結局のところ閣僚たちは、対オーストラリア交渉についてはソーニクロフトの示した線で、新イニシアチブの対外的公表の可能性について

はマクミランの示した線でそのまま進めるべきであると合意した⁽⁶⁶⁾。

この決定がなされた後もソーニクロフトはなお早期に対ヨーロッパイニシアチブについて基本的政策決定をおこなうべきであると主張し続け、7月上旬に至るまで、マクミランやヒースコート＝エイモリに対して経済面の詳細は後回しにしても、Plan Gを採用するという政治的決断を急ぎ、OEEC 閣僚理事会ではある程度までイギリスの意図を公表すべきであるとの書簡を複数回にわたって送付した。しかし他の閣僚たちはより慎重かつ詳細な検討がすまない限りは原則としての Plan G の採用も、その対外的な公表も時期尚早であるとの姿勢を崩さなかった⁽⁶⁷⁾。

オーストラリアとの通商交渉は6月28日に開始され、オーストラリア政府側が当初提示したオタワ協定改定案に対してイギリス政府内では強い反発が示された。7月半ばにはオーストラリア側から当初要求より相当の譲歩をした再提案がなされ、そこに示された一定量の小麦輸入保証についてイギリス政府は検討をおこなうことを約束したが、8月上旬に交渉は一旦中断された。その後、56年10月に交渉は再開され、イギリス製粉業界がオーストラリア産小麦・小麦粉を年間最低75万トン購入する「最善の努力」(best endeavours)を約束する一方で、オーストラリア側は、イギリスからの輸出に対して、オタワ協定で保証されていた水準よりは低い、7月のオーストラリア提案よりは高い、生産財および特惠関税率10%未満の品目につき7.5%、その他の品目につき10%という特惠マージンを保証することで合意が得られ、11月には交渉は妥結した⁽⁶⁸⁾。

こうして一応の決着を見ることになったとはいえ、オーストラリアとの関税交渉は、イギリス政府内に、帝国特惠の長期的展望に大きな疑問を抱かせ、並行して検討されていくことになる Plan G への関心を高めることにつながった。オーストラリアが、譲歩案を示す前の段階ではあったが、7月12日の閣議でマクミランは、「特惠は依然として我々に

は大きな価値を有するものであり可能な限り維持すべきである。しかし今やオーストラリアの態度に照らして、対オーストラリアおよび対コモンウェルス貿易と対ヨーロッパおよび他の海外市場との貿易の間の相対的重要性を再検討すべきである」と発言していた。これに対して「閣議は全体として蔵相の示した線に賛同した」⁽⁶⁹⁾のであり、結果的に合意が得られたとはいえ、オーストラリアとの交渉は明らかにコモンウェルスとの通商関係が変化していることを示し、イギリスには貿易相手国の多様化が必要であるとの認識をもたらしたといえるであろう⁽⁷⁰⁾。

上述のように、6月以降7月上旬までの、ソーニクロフトによる早期のPlan Gの原則的採用の決定とそのOEECでの公表という要求は、他の閣僚たちからは支持を得られなかったが、そのかわりとして、大蔵省と商務省によって考案されたのが、7月16～18日開催のOEEC閣僚理事会において、本来中立的立場にあるOEEC事務総長から、メッシナ共同市場と他のOEEC加盟国との間での自由貿易地帯形成の可能性についてOEEC内で検討作業を開始することを提案させ、その提案に対してイギリス政府としての賛意を表明するという迂遠な戦術であった。

この戦術の採用にはもう一つの現実的要請として、イギリス政府としてPlan Gの採否を決定していない段階で、イギリスの提案によらない他のOEEC域内関税削減計画が進展してしまい、それが後にPlan Gにとっての障害となる可能性を排除したいという発想が存在していた。

52年以降、ベネルクス、デンマーク、スウェーデン、スイスのいわゆる低関税クラブといわれる国々はOEEC内で全般的関税削減をおこなう関税水準の不一致を解消することを働きかけていた。これらの諸国はヨーロッパ域内貿易、特にドイツおよびイギリスとの貿易に依存しており、貿易障壁の完全撤廃は彼らにとっては極めて重要な課題であった。しかしOEEC内での彼らの行動はしばしば高関税国、特にイギリスによって妨げられた。イギリスにとってはポンド交換性の回復がコレク

タイプ・アプローチの要であり、そのためには関税政策の自立性の継続が不可欠であった。それゆえチャーチル政権もイーデン政権も OEEC における関税削減交渉を回避しようとしてきた。低関税クラブは 55 年 7 月に OEEC での数量規制 90% 削減提案を拒否すると半ば脅迫することによって、GATT においてヨーロッパの全般的関税削減を議論するという譲歩を引き出していたが、56 年春以降、彼らが新たな関税削減計画を OEEC に提出することを意図しているとの情報がイギリス政府には寄せられていた。これは OEEC ヨーロッパ産品リストに基づく、自動的かつ累進的な関税削減計画で、全 GATT 加盟国に対して 25% までの関税削減をおこなうというものであったが、Plan G の採否が決定するまでは、この低関税クラブ諸国提案の検討を当面延期させることがイギリスにとっては必要であった⁽⁷¹⁾。

マクミランは、ソーニクロフトとともに閣議覚書を提出し、7 月 12 日の閣議で、OEEC 閣僚理事会での関税削減圧力への対応問題が議論された。マクミランとソーニクロフトは閣議に対して「関税問題はヨーロッパにおける協調の手段としての OEEC の効力の試金石と見られている；この点にかかわる明白な失敗は、メッシナ諸国をヨーロッパにおける将来の活動の焦点とするかもしれない」と述べ、そのような事態を回避するためとして二つの提案をおこなった。一つは、OEEC の数量規制 90% 削減目標に沿うように残る 5% の数量規制を解除して OEEC 内でのイギリスの立場を強化し、OEEC における貿易自由化の進展を強調する、もう一つが、OEEC 事務総長に対して、自由貿易地帯設立を目標として OEEC とメッシナ諸国の関係全般を検討する作業部会の設置を提案するように「慎重に調整する」というものであった。この事務総長提案を支持することにより、国内外で正式な了解を経ずして重要な対外経済政策にコミットするという事態は回避でき、その間に Plan G 提案に向けての地ならしもできるはずであるというのがマクミランの説明で

あった。閣議は特に議論もなくこの提案に賛成した⁽⁷²⁾。

こうしてイギリス政府の働きかけを受け、OEEC 閣僚理事会において事務総長セルジャン (René Sergent) からメッシナ共同市場を内包する自由貿易地帯形成の可能性について検討する作業部会を OEEC 内に設置するという提案がなされた。これに対してソーニクロフトは「ヨーロッパにおける大規模な自由貿易地帯は確かに想像力をとらえる構想である」と発言し、イギリスとして事務総長提案に賛成することを明らかにした。マクミランが議長を務める OEEC 閣僚理事会においてこの提案は正式に採択され、OEEC とメッシナ 6 カ国の関係を検討するための作業部会は 9 月末から活動を開始することとなった⁽⁷³⁾。

イギリスのリーダーシップによらない OEEC での関税削減を抑止し、同時にイギリス政府としてもまだ採否の未定な新イニシアチブについて明確なコミットメントは避けながらも、その可能性を暗示するための便法として実行されたこのイギリスの戦術は、大陸諸国に対してはむしろイギリスの意図への不信感を抱かせる逆効果をもったというのがエリソンの指摘である。事務総長提案がイギリス政府による要請を受けてのものであることは大陸諸国には明らかであり、低関税クラブ諸国、中でも 6 カ国間の共同市場交渉において域外共通関税を低水準にするためにヨーロッパ産品関税計画を利用しようと考えていたベネルクス諸国は、イギリスによりその戦術が困難になったことに不満を抱いた。フランス政府内には、OEEC の枠組みの中での代替案の可能性は共同市場への国内の反対意見を強化するのではないかとの懸念が生じた。そして自由貿易地帯構想がこの時期に OEEC の場で議論されることにより、6 カ国の共同市場交渉に何らかの影響が生じるのではないかとの懸念はメッシナ諸国全般に生じ、イギリスの意図への疑惑がかきたてられたのである⁽⁷⁴⁾。

8

5月31日の閣僚会議の決定に従い、Plan Gについて詳細な検討をおこなうべく設置されたEI作業部会は、6月中旬までの準備期間を経て、6月21日に最初の会合を開催した。部会の構成員として大蔵省からはクラーク、フィガース、フランスらが、商務省からはコーエン、プレザートンらが、外務省からはライトらが参加し、その他、植民、コモンウェルス関係、農水食糧などの省庁から次官代理、次官補級が参加した。第一回会合ではクラークにより、検討課題の整理と報告作成の日程案が提示された。まず部会の目的は、ギルバート主催の次官級官僚会議での検討用に、共同市場は成立するという前提の下で、Plan Gについての報告を作成することとされ、検討・分析すべき課題として、「I. 農業を除くヨーロッパとの自由貿易地帯構想 (Plan G) の考案、およびコモンウェルスとの農業貿易の発展について、II. イギリス産業・農業・国際収支に対しての影響、III. コモンウェルス、ヨーロッパ、合衆国の反応、IV. 時期と手順」の四つがあげられた。クラークは、このうち、IIは、Iが終わるまで十分な検討はできないであろうし、IVも後回しすべきであるとして、当面、IとIIIについて優先的に検討し、可能ならば、OEEC 閣僚理事会期間中にギルバートら次官級官僚による検討用の中間報告を提出し、その翌週(7月23日以降)には、関係閣僚会議での検討をおこない、必要なら夏季議会休会前に閣議に提出するという日程を提案した。この日程が承認された後、部会は会合を重ね、当初予定よりは一週間遅れた7月23日に中間報告書を完成させ次官級会議に提出することになった⁽⁷⁵⁾。

これもまた5月31日の閣僚会議の決定に従い、6月20日にはコモンウェルス関係省から、EI作業部会用資料として、「コモンウェルスの今後10から15年間の想定される発展およびコモンウェルスにとって最も

論 説

「適合的な世界の一般的政治経済パターン」と題する文書が提出された。この文書の結論は、今後10～15年間に、コモンウェルスには次第に大きな変化が起こるであろうが、それに適応して重要な国際協力組織であり続けることは十分に可能であり、そのために必要なのは構成国の数と多様性の増大を乗り越えて組織をまとめあげるイギリス自らのリーダーシップである、というものであった⁽⁷⁶⁾。

EI作業部会の検討の過程では、参加した官僚たちからPlan Gの問題点を指摘し、その成功を危ぶむ意見も複数示された。たとえば、自由貿易地帯から排除されるべき農業製品の定義については、農水食糧省の要求を容れて、「人間及び動物の消費する食品」という、相当に広範囲な定義が採用されたが、外務省ではこの定義では除外範囲が広がりすぎ、大陸諸国には極めて魅力が乏しくなるのではないかという懸念が示された⁽⁷⁷⁾。また大蔵省内ではコモンウェルス関係省作成文書について、コモンウェルスの価値が強調されているが具体的根拠には乏しいのではないかという指摘もあった⁽⁷⁸⁾。商務省では、コモンウェルスやヨーロッパとの貿易拡大はイギリスのドル不足解消には役立たない、むしろPlan Gが実現したら、イギリス産業がドル獲得よりも大陸ヨーロッパとの国内およびヨーロッパ市場での競争に集中して、短期的にはドル獲得機会が減る可能性もあるとの意見が存在した⁽⁷⁹⁾。

7月9日の段階でフィガースも、ギルバートに対してEI作業部会の進展状況を伝える書簡の中で、Plan G採用の可能性について悲観的な予想を述べていた。フィガースの指摘する問題は二つあり、一つは、Plan Gと対をなすものとして考案が求められていた自由貿易地帯形成後のコモンウェルスからの食糧輸入拡大策であり、もう一つはイギリス国内産業への保護の喪失の影響であった。前者についてフィガースは、農業法⁽⁸⁰⁾を大きく改正しない限り意味のある対応をおこなうことは不可能であり、EI作業部会としては、農業の自由貿易地帯からの除外それ自体

が十分なコモンウェルスへの農産物市場の提供であると主張して、閣僚たちにはコモンウェルス農産物輸入拡大策の検討中止を要請することになるであろうと述べていた。後者については、イギリス産業に対して対ヨーロッパ工業製品保護を廃止することは政治的には極めて大きな決断であり、EI 作業部会報告書は、閣僚たちに対して Plan G を承認する材料を提供するよりはむしろ却下する材料を提供するものとならざるを得ないであろうというのが、フィガースの指摘であった⁽⁸¹⁾。

9

7月23日完成したEI 作業部会中間報告書「ヨーロッパにおける連合王国のイニシアチブ: Plan G」は、個別の検討課題毎に、悲観的観測と楽観的観測の入り混じったものであり、特に農業問題と対コモンウェルス関係の面で悲観的トーンが強く、対ヨーロッパ、対合衆国、そして対国内産業の面では相対的に楽観的なトーンが強いものであった。いずれにしてもこれはあくまでも「中間報告」であり、大半の分析について、さらなる調査と検討が必要であるというのがその結論であった。

中間報告書は、まず検討の前提として第一に、メッシナ諸国はイギリスが Plan G を採用した際にも共同市場形成を進める、第二に、スカンディナヴィア諸国・スイス・オーストリアも関税同盟もしくは自由貿易地帯に参加するという二点をあげていた。このうち第二の前提は、Plan G は可能な限り広いヨーロッパ諸国を含むべきであるという理由によるものであった。作業部会が合意した Plan G の主要な要素としては以下の点があげられていた。すなわち、(a)イギリスはメッシナ諸国および他の主要 OEEC 諸国と自由貿易地帯を形成する、(b)自由貿易地帯は農業製品(人間および動物用食品)を除く全産品に適用されるが、歳入目的の関税(タバコや酒類など)は維持される、(c)関税削減は10年程度でおこ

なわれ最終的に全廃される、(d)数量制限やその他の貿易制限慣行も撤廃されるが、国際収支上の緊急事態には例外的に数量規制は許される、(e)この構想をヨーロッパ諸国に受け入れさせるためには農業製品分野での貿易障壁の削減可能性についても検討する必要がある、(f)コモンウェルス製品のイギリス市場への自由参入は継続され、コモンウェルス産農業製品への特惠も維持される、(g)コモンウェルス産農業製品についての追加的優遇策は現時点では考案できていないが、イギリス国内農業生産の大幅な削減なしでは旧自治領諸国にとって魅力的な提案はできないと考えられる、というものであった⁽⁸²⁾。

自由貿易地帯の運営機構について報告書は、加盟国が参加し OEEC 憲章に基づき運営される閣僚レベルと官僚レベルでの「運営評議会」(a “Managing Board”)を OEEC 内に設置すべきであり、メッシナ共同市場との間には、ECSC とイギリスが設置した「協力関係審議会」(a “Council of Association”)のようなものは置くべきではないとしていた。貿易以外の分野でも、加盟国間の経済・財政・社会政策の諸分野でより緊密な協力と調整への圧力が生じることが予想されるが、数十年単位でこれらの圧力の影響がどのようなものとなるかは想定しえない、ただし共同市場構想の根底にある政治的動機を考えるならば政治的統合への圧力は大きなものと想定すべきであるとされていた⁽⁸³⁾。

農業問題について報告書は、閣僚会議によって指示された Plan G をコモンウェルス諸国にも魅力的なものとするための、コモンウェルス農業製品のイギリス市場での販路拡大の可能性については、満足な回答が得られなかったと率直に認めていた。コモンウェルス農産物のイギリス市場でのシェア拡大には、イギリス国内消費そのものの拡大を除くと、ヨーロッパ、第三国、国内農業のいずれかの犠牲が不可欠となる、しかしヨーロッパ産農業製品のシェア縮小は Plan G の趣旨にそもそも反する、また第三国からの輸入削減にも実際上の困難は大きい、したがって

犠牲となるのは国内農業生産しかないことになる、それは現存の農業政策の大幅な変更無しでは実現できないが、そもそも現在政府は農業生産者たちと長期的な価格と市場保証システムの交渉をおこなっているところであり、そのような変更は政治的には不可能と思われる、というのが中間報告での指摘であった。また報告書は、ヨーロッパ諸国、特にオランダ、イタリア、デンマークといった国々には自由貿易地帯からの農業の除外は大きな問題となる可能性が高いとして、ヨーロッパ産農産物輸入拡大のための特別な提案が可能かどうかについても言及していた。しかしこの点についても、コモンウェルス産農産物の輸入拡大と同様の問題が生じるとされ、コモンウェルスや国内農業に被害のない形でヨーロッパからの農産物輸入拡大のための効果的方法を見出すことは極めて困難であるというのが作業部会の指摘であった⁽⁸⁴⁾。

Plan G の国際的影響としては、まずコモンウェルス諸国については、各国駐在高等弁務官による駐在国の反応の分析が必要であるとされた。その上で、予備的な推定として、一部の国はイギリスとヨーロッパの関係強化を歓迎するだろうが、特にオーストラリアとニュージーランドは、イギリスが長期的にはコモンウェルスから距離を置こうとしているのではないかと危惧し、防衛・外交・投資・通商などの分野でのイギリスとの長期的協力を不安視するであろうとされていた。カナダについては、Plan G のような GATT と完全に一致しない提案には冷淡な反応が予想され、イギリスがコレクティブ・アプローチを放棄したのではないかと疑念を抱くであろうとされていた。またコモンウェルス諸国の反応は合衆国の反応に大きく影響されるとして、アメリカが Plan G に批判的であれば、コモンウェルスも批判的になり、アメリカが強く支持をすればコモンウェルスからの支持も得やすいであろうとも述べられていた。ヨーロッパについては、高度に工業化された国からは Plan G は「熱狂的に歓迎される」であろう、ただし一部の国は農業の除外に反発するであ

ろうとした上で、特にフランスの反応が予測困難であるとされていた。それでも、イギリスがヨーロッパとの間で自由貿易地帯を形成することは共同市場成立の可能性を高めることになり、フランスにも心理的には大きな支援となり、特に共同市場に積極的であるがドイツの優越を懸念するフランス人たちには歓迎されるであろうとの肯定的な評価がおこなわれていた。アメリカについては、この種の提案をイギリスがおこなえば、何であれ、ヨーロッパ統合は西側陣営の経済的・政治的強化につながると考える合衆国内の勢力からは強い支持が得られ、国務省も国防省も大部分は支持するであろうとされていた。ただし構想実現の過程では、アメリカも自らの通商上の利益を最大限に保護しようとするであろうとも述べられていた⁽⁸⁵⁾。

対外経済政策とポンドの地位への影響については、今のところこれらの面への影響は分析できておらず、特にスターリング地域の将来については今後の検討課題であるとされた。イギリス経済への影響としては、イギリス産業界全体への影響も、個別の産業への影響も正確に推測することは困難である、ただし、予備的な検討からは、少なくとも Plan G によって破滅的な影響を受ける主要な国内経済分野はないと考えられるとされていた⁽⁸⁶⁾。

最後に整理されていた今後の検討課題は以下のようなものであった。すなわち、(i)農業分野でヨーロッパにより魅力的な提案が付加できるかどうか、(ii)コモンウェルスと OEEC 間での農業分野での協議を発展させることによりコモンウェルスにとって Plan G をより魅力的にできるかどうか、(iii) Plan G の国際金融への影響、特にスターリング地域と資本・商品市場への影響の分析、(iv)イギリス国内産業への影響のさらなる分析、(v)合衆国が Plan G を歓迎するかそれとも単に同意するだけなのかについてさらなる検討、(vi)西ヨーロッパ諸国の反応についてのさらなる検討、といったものである⁽⁸⁷⁾。

7月25日にはギルバートの司会により、キャッシュア、ガーナー (Sir Saville Garner コモンウェルス関係省次官代理)、リー、ハーウッド (E. G. Harwood 農水食糧省次官代理)、ポイントン (Sir Hilton Poynton 植民省次官)、ホール (Sir Robert Hall 大蔵省経済部主席経済顧問)、ローワン、フィガース、フランスらが出席して関係省庁幹部官僚会議が開催され、中間報告の扱いについての議論がおこなわれた。ギルバートは今後の日程について、(a)まず蔵相が中間報告を検討し閣僚レベルの経済政策委員会 (EPC) に提出する、(b)EPC での検討後、再度、幹部官僚会議を開き、その後の検討作業の進め方を議論する、(c)8月中には検討作業を完成する、(d)8月末に閣僚に最終報告書を提出し、閣議にも提出する、(e)閣僚たちは9月24日ワシントンで開催予定のコモンウェルス蔵相会議において提案することが可能なように Plan G の採否について決定を下す、という手順を提案した。これに対してリーは、すでにソーニクロフトは7月中の閣議提出用に覚書草案を作成中であり、この覚書に中間報告を添付し、Plan G の背景を説明し、新たなイニシアチブを採用しない場合の危険を指摘する意向である、また商相は、EI 作業部会の検討では Plan G には乗り越えがたい障害は見つかっておらず今後の検討でもそのような障害は見つからないと閣議に述べるつもりであると発言した。この対立する提案について議論の結果、現時点で閣僚たちに Plan G の原則的承認を求めるべきではない、現在の報告はあくまでも中間報告であるということで官僚たちは合意した⁽⁸⁸⁾。

ついで、Plan G の農業面についての議論がおこなわれ、ギルバートは、Plan G を成功させるためには国内農業か、ヨーロッパとの農業貿易か、ヨーロッパでもコモンウェルスでもない第三国との農業貿易かのいずれかを犠牲にしなくてはならないであろうと述べた。議論の中では、次のような指摘がなされた。すなわち、農業の除外が不可欠の条件であると最初に明示すれば受け入れられるのではないか？ もしも Plan G を第

一義的にイギリスへの経済的利益を考慮して提案するのであれば農業の除外は妥当であるが、ヨーロッパとの関係強化という政治的目的が第一義であれば農業の除外は困難を増やすだけではないか？ 中間報告では Plan G がコモンウェルスに十分に魅力的かどうか判断できていないし、コモンウェルスからの支持を得るためにコモンウェルスからの食糧輸入拡大が必要かどうか判断できていない、といったものである。これらをまとめてギルバートは、農業問題については特に閣僚たちの注意を喚起する必要があると述べていた⁽⁸⁹⁾。

今後の主要検討課題として幹部官僚が合意したのは、(a)ヨーロッパ、コモンウェルス双方の農業面、(b) Plan G の既存の経済政策とポンドへの影響、(c) Plan G がヨーロッパの経済的政治的統合に与える影響、(d) イギリス産業への影響、(e) 在外公館との協議の上での Plan G の国際的影響の検討、特にヨーロッパ諸国駐在大使とコモンウェルス駐在高等弁務官の見解は8月中に求める必要がある、といった点であり、これらをまとめてギルバートから閣僚たちへの報告文書が作成されることとなった⁽⁹⁰⁾。

7月26日付でギルバートが閣僚たちに提出した文書では、今回の報告は中間的なものであり、今後四週間程度で追加報告が提出されるので、それまでの間は、この極めて大きな政策変更を含む問題について閣僚による判断は下されるべきではないと提言されていた⁽⁹¹⁾。このように幹部官僚レベルではなお慎重な検討手順が提言されていたのにもかかわらず、ソーニクロフトとマクミランの間では、すでに7月24日時点で、閣僚たちの頭越しに、閣議への報告手順について合意が形成されており、両名が作成した二つの覚書草案が閣議に提出されることになった⁽⁹²⁾。この二つの覚書は、夏季議会休会期間中に閣僚たちが十分な検討をおこなうための情報を提供する資料という建前で、蔵相・商相の連名で7月27・28日にEI作業部会中間報告とともに閣議に提出され、8月1日には再

度 EPC で、そして 8 月 2 日には閣議においてその扱いが議論されることとなった。

まず、7 月 27 日付の覚書は、「連合王国の通商政策」と題するもので、EI 作業部会中間報告のカヴァーとして添付されたものであった。そこでは、「関連する問題の複雑性に鑑みて我々は全閣僚が構想の性質を認識し、今後四～五週間で完成するであろう最終的提案についてよりよい判断ができることが有益であると考え。我々は九月初頭にはこれらの問題を閣議に提示してその決定を求めるつもりである」という今後の検討日程が示されていた⁽⁹³⁾。

もう一つの 7 月 28 日付の覚書も同じ表題であったが、こちらはより詳細に中間報告提出に至った背景を述べ、Plan G の持つメリットを強調しその採用を強く勧告するものであった。そこで展開された議論はこれまでに示されてきたものと特に変わるものではなく、メッシナ共同市場が実現しイギリスがその外部にとどまるなら、ドイツに支配され関税障壁で閉鎖された強力な経済ブロックが形成されることになる、帝国特惠は衰退の兆しがありイギリス最大の輸出市場であるオーストラリアは特惠の縮小を要求してきている、この事態を受け各種提案を検討したが、イギリスと他のヨーロッパ諸国で自由貿易地帯を形成しそれを共同市場と結びつけ、国内農業とイギリス市場でのコモンウェルス諸国の利益を守るために農業と園芸分野を除外するという構想に大きなメリットがあると認識するに至ったというものであった⁽⁹⁴⁾。

特に利点としてあげられていたのは、(i)それは「創造的かつ想像力に富んだ政策」であり若い世代に「新たな針路を示す」ものである。また「イギリス自身の統制の下で」いまや不可避的となったコモンウェルスとの通商関係の再編を進めることができる、(ii)国内産業に対しては「合衆国やソ連に匹敵する規模と資源を持つ」巨大な特惠的市場を提供することになり大陸諸国の産業との連携や競争が促進される、(iii)コモンウェ

論 説

ルス諸国はイギリス市場への自由参入と農業製品特惠を維持できる。また工業製品についても対ヨーロッパ諸国以外の特恵は維持される。イギリスもその引きかえとして「少なくとも現在の政策を継続した場合と同程度」にはコモンウェルス市場での特惠を維持できる、(iv)イギリスの「ヨーロッパにおける通商面でのリーダーシップ」が確立され、「ドイツによる支配」なしで「ヨーロッパの統一」が強化される、といった点であった⁽⁹⁵⁾。

これらの利点を強調した上で、マクミランとソーニクロフトは、Plan Gには政治的にも技術的にも多くの困難はあるが、「何もしないことがあらゆる針路の中で最も危険である」と述べ、保守党内の親ヨーロッパ派と親帝国派との双方から支持を得られる構想を提示できる機会は二度と訪れないかもしれない、したがってイギリスがなお自らのイニシアチブで事態を動かすことが可能な地位にある間に、遅滞なく行動するべきであると勧告していた⁽⁹⁶⁾。

こうして、本格的検討開始以後半年あまりを経て、自由貿易地帯構想は閣議における正式な政策案として議論の俎上に置かれることとなった。直後に発生したスエズ危機によりイギリス政府は新たなそして非常に大きな外交上の課題を抱えることになったが、そちらの問題は、もともと対ヨーロッパおよび対コモンウェルス経済外交政策にはほとんど関心を示してこなかった首相イーデンを中心にその対応が進められていった。一方、経済閣僚・官庁中心に進められてきたPlan Gの検討は、スエズ危機勃発以後も、7月末時点で提示された日程に沿って進められてゆき、8月以降、官僚レベルでのさらなる検討作業と閣僚レベルでの議論が進められ、具体的政策としての採用に近づいていくことになった。

注

(1) BT11/5715, memo. by Bretherton, UK initiative in Europe, 24 Apr. 1956.

- Milward, *National Strategy*, pp. 243-244. Ellison, "Perfidious Albion", p. 15. Ellison, *Threatening Europe*, p. 55.
- (2) T234/101, Sir Edgar Cohen (Second Secretary, the Board of Trade) to Arnold W. France (Under Secretary, Overseas Finance Division, Treasury), 8 May 1956. Kane, *Tilting to Europe*, pp. 55-56. Milward, *National Strategy*, pp. 238-239. この書簡では触れてはいなかったが、そもそもコーエンはすでに 56 年 1 月の段階で、財界団体のイギリス産業連盟 (the Federation of British Industries: FBI) に対して E の部分的自由貿易地帯がクラーク部会での合意形成の基礎となる可能性が最も高いと述べていた。Milward, *National Strategy*, pp. 238-239.
 - (3) BT11/5715, Swindlehurst POM390, note of meeting between the President and officials, "New Economic Initiative in Europe", 11 May 1956.
 - (4) *ibid.* ソーニクロフトによる 6 ヶ国と歩調をそろえての部分的関税削減という提案は、共同市場完成を疑問視する発想に基づくものであったが、実際にフランスは EEC 発足後も第一回の関税削減が経済的問題につながれば加盟国は単独で削減を停止できるとの立場をとっており、全外的外れともいえない提案ではあった。Milward, *National Strategy*, pp. 243-244.
 - (5) BT11/5715, Swindlehurst POM390, note of meeting between the President and officials, "New Economic Initiative in Europe", 11 May 1956. ソーニクロフトの F への反発は彼自身が本来自由貿易主義者であり、F のような新たな特惠制度が構築されるなら長期的にそれは存続することになり事実上世界貿易を二つのシステムに分裂させることになるという理由からであったとされる。Milward, *National Strategy*, pp. 238-239.
 - (6) BT11/5715, Swindlehurst POM390, note of meeting between the President and officials, "New Economic Initiative in Europe", 11 May 1956. この会合直後からソーニクロフトは閣僚配布用の文書の作成にとりかかり早期に文書草案が作成されたが完成版が配布されたのは 5 月 22 日付であった。BT11/5715, draft paper by the President, "Commercial Policy", undated (mid-May).
 - (7) BT11/5715, minute by R. M. Nowell (Tariff Division, BT) to Sir Edgar Cohen, 14 May 1956. BT11/5715, minute by Sir Edgar Cohen on minute above by Nowell, 14 May 1956.
 - (8) BT11/5715, POM400, note by F. W. Glaves-Smith, record of meeting of the President, the minister and senior officials of the Board of Trade, 14 May 1956.

- (9) BT11/5715, Cyril W. Sanders (Adviser on Commercial Policy, Board of Trade) to Cohen, 22 May 1956.
- (10) T234/101, Working Group on UK initiative in Europe: RWBC/I. E. Committee papers (4 Apr. -23 Oct. 1956.), record of a meeting held in Bridges' room on 24 Apr. 1956.
- (11) *ibid.*
- (12) *ibid.* T234/101, Treasury note for Macmillan, 2 May 1956.
- (13) T234/101, Clarke to Bridges, 25 Apr. 1956.
- (14) T234/101, minute by Rowan (Head of Overseas Finance Section, Treasury), 4 May 1956, "Initiative in Europe: O. F. comments". クラーク作業部会報告作成に直接関与した大蔵官僚の中でも、その結論に批判的な声はあり、次官補フランスは、ローワンの覚書に賛意を示していた。ヨーロッパ経済は成長しているし域内貿易も高水準である、第一次大戦以来フランスは弱体化しているがそれによってヨーロッパ全体が足を引っ張られているとはいえない、今後目指すべきは、「(a) ドイツを軍事と投資とにより西側に結び付ける；(b) 我が国がヨーロッパにおいて世界的な多国間貿易・決済取り決めでの主導権を発揮することによりドイツによる優越を防止する」ことであるというのが彼の主張であった。T234/101, minute by A. W. France, 5 May 1956.
- (15) T234/101, record of meeting on 8 May 1956 between the officials of the Treasury and Macmillan on RWBC/I. E./15 (Final).
- (16) FO371/122025/(M611)/78, brief by FO for ministers for the German Foreign Minister (von Brentano)'s visit planned for the next week, re. HMG's views on integration 25 Apr. 1956. 5月2日にはこれと同じ主張をする覚書が閣議にも提出されていた。CAB129/81, CP(56) 112, memo. by the Foreign Secretary, "the Future of NATO", 2 May 1956. see also Kane, *Tilting to Europe*, pp. 59-60. Ellison, *Threatening Europe*, pp. 58-60. 大西洋官僚会議とそこでの外務省による NATO と OEEC 重視の姿勢については益田実「自由貿易地帯構想とイギリスヨーロッパ共同市場構想への「対抗提案」決定過程, 1956年(1)」三重大学社会科学会『法経論叢』第21巻2号, 150~151頁, 益田実「自由貿易地帯構想とイギリスヨーロッパ共同市場構想への「対抗提案」決定過程, 1956年(2)」三重大学社会科学会『法経論叢』第22巻2号, 3~6頁および注(9)も参照。
- (17) FO371/122025/(M611)/79, FO minute by D. A. H. Wright on RWBC/I. E./15

- (Final), 30 Apr. 1956.
- (18) FO371/122028/106, minute by Wright, 17 May 1956 on RWBC/IE/15 (Final). FO371/122028/106, minute by Caccia on Wright's minute, 17 May 1956.
- (19) PREM11/1366, the record of the visit by the German Foreign Minister, von Brentano, 30 Apr. - 3 May 1956, Document No. 3, Record of meeting in the Foreign Office at 10.30 a.m. on Tuesday, May 1 1956 and Document No. 5, Record of meeting in the Foreign Office at 10.30 a.m. on Wednesday, May. 1 1956.
- (20) T234/101, Home to Macmillan, 8 May 1956, on CRO's view on Plan A, B, C, D, E & F.
- (21) T234/101, Macmillan to Heathcoat-Amory (Minister of Agriculture, Fisheries and Food), Thorneycroft, Lennox-Boyd (Colonial Secretary), Lloyd (Foreign Secretary) and Salisbury (Lord President of the Council), 15 May 1956.
- (22) BT11/5715, POM410, note of meeting by Graves-Smith, record of talk between the President and the Minister of Agriculture, Fisheries and Food on 16 May 1957. 官僚の出席者は商務省側：事務次官リーおよびコーエン、ノウエル。農水食糧省側は次官ヒッチマン (Sir Alan Hitchman), 次官代理ハーウッド (E. G. Harwood)。
- (23) *ibid.*
- (24) *ibid.*
- (25) T234/195, Thorneycroft to Macmillan, 22 May 1956, enclosing a memo. by Thorneycroft on "Initiative in Europe". オーストラリアとのオタワ協定再交渉過程の自由貿易地帯構想との関係の詳細は小川浩之「オーストラリア、ニュージーランドとのオタワ協定再交渉とイギリス政府の通商政策の変化、一九五六年～一九五九年」(→『法学論叢』一五一巻五号(二〇〇二年八月)119頁～141頁、および、Hiroyuki Ogawa, "Britain's Commonwealth Dilemma: Discussions with Australia, Canada, and New Zealand and Transition of British Trade Policy, 1956-1959", *Contemporary British History*, vol. 17, no. 3 (Autumn 2003), pp. 1-28. 参照。
- (26) T234/195, Thorneycroft to Macmillan, 22 May 1956, enclosing a memo. by Thorneycroft on "Initiative in Europe".
- (27) イーデンはソーニクロフト覚書の結論部分に線を引き、短く「私はこれが気に

論 説

- 入った」(“I like this”)とだけコメントしていた。PREM11/2136, comment by Eden on the memo. by Thorneycroft, 22 May 1956.
- (28) FO371/122028/107, minute by Wright on Thorneycroft's letter and memo. to Macmillan on 22 May and 25 May 1956.
- (29) FO371/122028/108, minute by Caccia on the minute above by Wright, 30 May 1956.
- (30) T234/101, Macmillan to Clarke, 28 May 1956. Ellison, “Perfidious Albion”, pp. 15-16. see also Ellison, *Threatening Europe*, p. 56.
- (31) T234/101, minute by Clarke as a brief for Macmillan, 29 May 1956.
- (32) *ibid.*
- (33) *ibid.*
- (34) T234/101, minute by Rowan, 29 May 1956, as a brief for Macmillan.
- (35) *ibid.*
- (36) *ibid.* このローワンの NATO 重視の発想は、本章第3節に記した外務省の発想と同根のものであり、外務省同様、当時並行して議論されていた大西洋官僚委員会での議論を色濃く反映したものであった。5月9日の同委員会では、「NATOの将来」についての検討がおこなわれ、外務省に対して、外交と内政双方での政治的議論および文化的協力の場としての NATO の発展可能性についての検討が指示されており、大蔵省にも、外務省と協議して、特にソ連の経済攻勢との関係で NATO 内で議論する価値のある経済的問題についての検討が指示されていた。CAB134/1373. AOC(56) 4th mtg., 9 May 1956.
- (37) この28日の関係省庁次官級非公式会合については、筆者の調べる限り、このブリーフにおけるギルバートの発言以外の記録は残されていない。
- (38) T234/101, note by Sir Bernard W. Gilbert, covering minutes by Clarke and Rowan above, 29 May 1956.
- (39) *ibid.*
- (40) T234/101, record of a meeting at Treasury, 31 May 1956. 5月31日の閣僚会議前後の議論。Plan G の採用については工藤芽衣「1950年代における英国の対欧州政策—「自由貿易地域」構想(プランG)立案過程をめぐって—」津田塾大学「国際関係学研究」no.23(2003年), p.64も参照。
- (41) *ibid.*
- (42) *ibid.*

- (43) *ibid.*
- (44) *ibid.*
- (45) *ibid.*
- (46) オーストラリア首相メンジース (Robert Menzies) は、すでに5月21日にイーデンに対して親書を送り、6月27日から開催のコモンウェルス首脳会議においてオタワ協定改正交渉を開始したいとの意向を伝えており、5月24日には記者会見も開き、イギリスとの通商関係の全般的見直しを求める意思を公表していた。オーストラリア側の要求の内容と背景については、小川前掲論文、121~123頁および、Ogawa, *op. cit.*, pp. 3-4. 参照。
- (47) T234/101, record of a meeting at Treasury, 31 May 1956.
- (48) T234/195, minute by Figgures & covering note by Clarke, 4 June 1956 enclosing the record of conclusions of a meeting held at Treasury on 31 May 1956. T234/195, minute by Gilbert, 8 June 1956.
- (49) Milward, *National Strategy*, p. 243. Ellison, "Perfidious Albion", pp. 16-17. Ellison, *Threatening Europe*, pp. 56-57, pp. 60-61.
- (50) 本章第一節最終段落参照。
- (51) FO371/122025/(M611)/80, 21 Apr. 1956. FO371/122027/92, Brussels (Sir George Labouchere) to FO, enclosing the summary of the Spaak Committee report, 25 May 1956.
- (52) FO371/122027/95, Ashley Clarke (Rome) to FO, 1 June 1956, enclosing the copy of the Communiqué issued after the Six Foreign Ministers met in Venice on 29 & 30 May to discuss EURATOM and the Common Market. ベニス会議については、H. J. Küsters, 'Origins of the EEC Treaty', in E. Serra (ed.), *The Relaunching of Europe and the Treaties of Rome*, (Brussels, 1989), pp. 227-228. Alan S. Milward, *The European Rescue of the Nation-State*, (Routledge, 1992), pp. 211-213.
- (53) フランス副外相兼スパーク委員会代表フォーレ (Maurice Faure) はイギリスの外務担当大臣ナッティングに対して、「政治的にも経済的にもイギリスのこの過程への完全な参加が不可欠である」と6月15日に述べていた。OEECではイギリス政府代表に対してオランダ代表団が、会議への対等の立場での参加は、二つの条約の起草終了まで関与することを意味すると伝えていた。FO371/121959/337, record of conversation: Nutting and Faure, 15 June 1956.

論 説

- FO371/122050, Boothby (Brussels) to FO, 7 June, FO to Ellis-Rees (Paris), 14 June, Ellis-Rees to FO, 15 June 1956, FO to Brussels, 18 June, Clarke (Rome) to FO, 19 June 1956. T234/184, Sir Hugh Ellis-Rees (OEEC) to FO, 15 June 1956. FO371/122029/125, Jebb (Paris) to FO, 23 June 1956. FO371/122027/97, minute by Edden, 9 June 1956. Milward, *National Strategy*, p. 248.
- (54) Milward, *National Strategy*, pp. 246-247.
- (55) FO371/121957/302, Jebb (Paris) to FO, 1 June 1956. FO371/122027/95, Ashley-Clarke (Rome) to FO, 1 June 1956. FO371/122028/109, Tahourdin to Edden, 6 June 1956. FO371/124491/25, Hoyer-Millar to FO, 7 June 1956. FO371/122028/109, Edden to Caccia, 13 June 1956. FO371/122028/110, Lloyd to Jebb, 19 June 1956. フランスとドイツの間の別分野での関係改善も外務省の悲観的観測とは一致しないものであった。56年6月5日には両国はザールの取り扱いについて最終的に合意していた。駐独大使ホイヤー＝ミラーはボンから、この合意により仏独間の主要な対立が取り除かれヨーロッパ構想を進展させたと報告していたが、英政府内ではこれと共同市場の進展を結びつける考えは見られなかった。FO371/124491/25, Hoyer-Millar to FO, 7 June 1956. Ellison, *Threatening Europe*, p. 65.
- (56) T234/195, minute by Clarke, 5 June 1956. T234/195, Clarke to FO, Bank of England, BT, MAFF, CO, CRO, 8 June 1956. T234/102, European Economic Integration: initiative in Europe, "Plan G", 22 June 1956-31 July 1956 (Papers of the EI Working Group), minute of 1st meeting of the EIWG, 21 June 1956.
- (57) CAB134/1231, EP(56) 52, 8 June 1956.
- (58) 帝国特惠改変を求める国内からの圧力は、この時期、特にランカシャーの繊維産業からのインドおよび香港からの繊維輸入への関税付加という要求であらわれていた。Kane, *Tilting to Europe*, pp. 64-65.
- (59) PREM11/2136, Thorneycroft to Eden, 8 June 1956. イーデンはソーニクロフトの提言に一言、「yes」とだけ書き込んでいた。PREM11/2136, minute by Eden on Thorneycroft's letter above, 9 June 1956.
- (60) FO371/122030/138, Thorneycroft to Macmillan, 9 June 1956.
- (61) FO371/122030/137, Macmillan to Thorneycroft, 18 June 1956. この書簡はロイド、ヒューム、ヒースコート＝エイモリにも同報された。FO371/122030/136, Macmillan to Thorneycroft, 18 June 1956, enclosing the draft statement to be

made to Commonwealth Prime Ministers about the European Common Market.

- (62) PREM11/2136, Macmillan to Eden, "Initiative in Europe", 18 June 1956.
- (63) PREM11/2136, F. A. Bishop (Principal Private Secretary to Eden) to L. Petch (Principal Private Secretary to Macmillan), 20 June 1956. FO371/122030/135, Thorneycroft to Macmillan, enclosing his version of the draft statement to Commonwealth Prime Ministers, 20 June 1956. マクミランは、ソーニクロフトの草案では、イギリスは近いうちにほぼ確実に大きな政策変更をするかのような印象を与えかねないとして最終文案を下記のようなものとしてイーデンに送付した：「ヨーロッパ共同市場に関してコモンウェルス首脳に対しておこなうべき声明：…メッシナ諸国による共同市場構想は連合王国に極めて困難な問題を提示するものである。もしも、ヨーロッパにおける緊密な経済協力が我が国抜きで進展するならば、我が国の政治的、経済的地位の双方が打撃を受けるであろう。もしもメッシナ諸国の構想に添った形で何らかの対抗となる提案を我々がおこなえば、我が国の関税と通商取り決めについて、何らかの形で相当の調整が含まれるであろう…。しかしもしもヨーロッパにおける緊密な経済統合が何も受け継ぐものがないままに失敗すれば、それは西側の連帯に対して打撃をもたらすであろう。連合王国にとっても大きな政策上の問題が浮上することになるであろう。これまでのところは、我々がどのような行動をとるべきか、どのように扱うべきかはもちろん、その政策問題がどのようなものとなるかさえ定かではない…コモンウェルス諸国政府とはこの展開について緊密に連絡を取り、もしも議論が必要であると考えれば、おそらくは秋のワシントンでの世界銀行とIMF 会合にあわせたコモンウェルス蔵相会議において議論の場を持つであろう。」FO371/122029/119, copy of a letter from Macmillan to Thorneycroft on 21 June 1956. PREM11/2136, Petch to Bishop, enclosing the final version of the draft statement to Commonwealth Prime Ministers, 21 June 1956. この草案はロイド、ヒューム、ヒースコート＝エイモリにも同報された。外務省でも相互援助局長エッデンが、「蔵相が商相あてに6月18日付書簡で指摘したように、ヨーロッパにおけるイニシアチブについて拙速な判断は禁物である…ヨーロッパの政治的情勢は死に物狂いの対応を必要とするほどに悪化しているとは言えない。…声明草案にある以上のことをコモンウェルス首脳たちに対して述べることは、たとえ非公式にではあっても望ましくはない。」とマクミランの対応を支持していた。FO371/122030/132, minute by Edden, 21 June 1956.

- (64) PREM11/2136, GEN. 535/1st meeting, 'Trade talks with Australia and the question of a European Common Market, meeting of Ministers', 22 June 1956.
- (65) *ibid.*
- (66) *ibid.*
- (67) T234/195, Thorneycroft to Macmillan, 25 June 1956. T234/195, Heathcoat-Amory to Macmillan, 29 June 1956. BT11/5716, Heathcoat-Amory to Thorneycroft, 29 June 1956. T234/195, Thorneycroft to Heathcoat-Amory, 3 July 1956. FO371/122029/119, Home to Macmillan, 9 July 1956, on the letter by Thorneycroft on 20 June 1956. これらの閣僚たちの意見は Plan G を政策として採用するか否かについての本質的議論というよりはその時期をめぐる政治的な判断であったが、閣内には、もっと明確に、Plan G が持つヨーロッパへの接近という性格に対して、反発を示す見解も存在した。例えば、7月5日教育相エックルズ (David Eccles) は、ソーニクロフト宛書簡の中で次のように述べ、Plan G に強く反対していた：「提案そのものは良くできており賛成するが、イギリス国民に対してどうやってこれを売り込むことができるのか？ 我々は戦争で負けたか占領されたメッシナ諸国のようなヨーロッパ人ではない。彼らは汚れた衣装を着替えねばならない。しかし我々は勝者である。なぜ敗者のように振舞わねばならないのか？」T234/195, David Eccles (Education Secretary) to Thorneycroft, 5 July 1956. コモンウェルスの将来はまた保守党にとっても重要な関心事であった。たとえば、55年の保守党大会ではコモンウェルスとの関係のさらなる強化を求める決議が採択されており、保守党はコモンウェルス軽視、西ヨーロッパ重視と、その姿勢を解釈されるわけにはいかなかった。特に警戒されていたのがデイリー・エクスプレスなどのビーヴァーブルック系新聞からの批判であった。FO371/122045, Hope to Macmillan, 12 July 1945 and minute by Dodds-Parker, undated, quoted in Kane, *Tilting to Europe*, pp. 66-67.
- (68) BT205/240, UK/Australian Trade Discussions, 5 July & 16 July 1956, record of the meeting held at No. 10 Downing Street, 20 July 1956. Ellison, *Threatening Europe*, pp. 70-71. 交渉過程の詳細については、小川前掲論文, 125-136頁および、Ogawa, *op. cit.*, pp. 5-10. なお56年7月16日に、オーストラリア側が提示した、当初要求より譲歩した再提案の内容は、オーストラリア政府内ですでに5月10日の閣議で合意されていたものであり、当初の強硬な要求の提示はあくまでも交渉上の戦術であったものであると考えられる。John Singleton and Paul L.

- Robertson, *Economic Relations between Britain and Australasia, 1940-1970*, (Basingstoke: Palgrave, 2002), p. 112. この点については愛知県立大学外国語学部小川浩之氏より御教示をいただいた。ここに謝意を記したい。
- (69) CAB128/30, CM49(56) 3, "Australian trade talks", 12 July 1956.
- (70) 官僚レベルでも例えばコモンウェルス関係省内でさえ、オーストラリア政府の当初提案は、「全く不可能」であり、この要求にこたえるよりはむしろ特惠制度はもはや寿命を迎えたと告げるべきであるという意見すら存在していた。DO35/5678, Rumbold to Home, 4 July 1956, and memo. by Rumbold, 6 July 1956, quoted in Kane, *Tilting to Europe*, p. 65.
- (71) Ellison, *Threatening Europe*, pp. 66-67. 50年代のヨーロッパ域内関税削減問題については W. A. Brusse, *Tariffs, Trade and European Integration, 1947-1957, From Study Group to Common Market*, (London, Macmillan, 1997) 参照。
- (72) FO371/122050 Figures to Cohen, 9 July enclosing Ellis-Rees to Figures enclosing a draft letter by Sergent to Heads of delegations to OEEC, 7 July, and a letter by Sergent to Heads of delegations to OEEC, 12 July 1956. CAB128/30, CM49(56) 4, "Europe: Economic Co-operation", 12 July 1956. CAB129/82, CP(56) 171, memo. by the Chancellor of the Exchequer, "Liberation of Trade in the OEEC", 9 July 1956. CAB129/82, CP(56) 172, memo. by the Chancellor of the Exchequer and the President of the Board of Trade, "OEEC and Tariffs", 9 July 1956. Ellison, *Threatening Europe*, p. 67.
- (73) Schaad, *Bullying Bonn*, p. 50. Schaad, "Plan G", p. 54. T234/195, Ellis-Rees (Paris, OEEC) to FO, enclosing the BT President's speech at the OEEC ministerial council, 19 July 1956. Milward, *National Strategy*, pp. 248-249.
- (74) Ellison, *Threatening Europe*, pp. 68-69. Schaad, *Bullying Bonn*, p. 50. see also, Schaad, "Plan G", p. 54. この6カ国側の懸念を認識したブレザートンは、「我々が本当に建設的な構想を提案可能なのかどうかという我々への監視の目は強化されるであろう；そして我が方から引き下がる兆候が見えればそれは二枚舌あるいは悪意の証とさえみなされるであろう」と述べていた。FO371/122051/33, Bretherton minute, 23 July 1956.
- (75) T230/335, EI (56) 1 "Initiative in Europe - Plan G", note by R. W. B. Clarke, 18 June 1956. T234/102, European Economic Integration: initiative in Europe, "Plan G", record of the 1st meeting of the European Initiative Working Group

(IEWG), 21 June 1956.

- (76) T234/195, memo. by the Commonwealth Relations Office on the future of the Commonwealth and UK, 20 June 1956 (later to be submitted to EPC as CAB134/1231, EP (56) 72, Aug. 1956.)
- (77) T234/102, 2nd meeting, IEWG, 27 June, 1956. FO371/122029/125, minute by Wright, 9 July 1956. FO371/122032/156, minutes by Wright and Edden, 24 and 27 July 1956 respectively. Ellison, *Threatening Europe*, p. 71.
- (78) T234/195, minute by Armstrong, 28 June 1956. Ellison, *Threatening Europe*, p. 71.
- (79) T234/195, C. W. Sanders (BT) to D. Allen (T) and Figgures, 12 July 1956.
- (80) Milward, *National Strategy*, pp. 424-425. イギリスは 47 年の農業法 (the Agricultural Acts of 1947) により, 農民に対して「適切な報酬」(‘proper remuneration’) を保証するシステムを作っていた。この農業法では, 農民たちは「直接補助金」(‘direct subvention’) により価格と市場を保証されており, さらに「直接生産交付金」(‘direct production grant’) も受けていた。
- (81) T234/195, minute by Figgures for Gilbert, 9 July 1956.
- (82) T234/101, EI (56) 14 (Final), “UK initiative in Europe”, 23 July 1956, later submitted as CAB129/82, CP (56) 191, ‘United Kingdom Initiative in Europe’, 27 July 1956 & CAB134/1239, ES (EI) (56) 2, 1 Aug. 1956.
- (83) *ibid.*
- (84) *ibid.* 報告書完成翌日に外務省内でライトは, 外務省および農水食糧省の主張により, 農業の除外が一部のヨーロッパ諸国には障害となるであろうことが報告書に盛り込まれたと述べている。FO371/122032/156, minute by Wright on EI (56) 14 (Final), 24 July 1956.
- (85) T234/101, EI (56) 14 (Final), “UK initiative in Europe”, 23 July 1956, later submitted as CAB129/82, CP (56) 191, ‘United Kingdom Initiative in Europe’, 27 July 1956 & CAB134/1239, ES (EI) (56) 2, 1 Aug. 1956.
- (86) *ibid.*
- (87) *ibid.*
- (88) T234/195, minutes of a meeting at Treasury by officials of T, FO, CRO, BT etc., on 25 July 1956.
- (89) *ibid.*

- (90) *ibid.*
- (91) FO371/122032/161, note by Gilbert for Ministers, 26 July 1956. Ellison, *Threatening Europe*, pp. 71-72.
- (92) T234/195, Thorneycroft to Macmillan, 24 July 1956. T234/195, Treasury minute, 25 July 1956. T234/195, minute by Macmillan, 26 July 1956. CAB128/30, CM (56) 52nd mtg., 24 July 1956. Ellison, *Threatening Europe*, pp. 71-73.
- (93) CAB129/82, CP (56) 191, "UK Commercial Policy", note by the Chancellor of the Exchequer and the President of the Board of Trade covering the Interim Report by Officials (EI (56) 14 (Final)), 27 July 1956.
- (94) CAB129/82, CP (56) 192, "UK Commercial Policy", memo. by the Chancellor of the Exchequer and the President of the Board of Trade, 28 July 1956.
- (95) *ibid.*
- (96) *ibid.*